

令和6年度 事業概要



埼玉県男女共同参画推進センター
～ With You さいたま ～

令和6年度 埼玉県男女共同参画推進センター 事業概要

目 次

I 埼玉県男女共同参画推進センター概要

1 施設名称	3
2 愛 称	3
3 経 緯	3
4 施設（本所）の概要	4
（1）設置の趣旨	4
（2）建設（本所）の概要	4
（3）主な施設と施設の特色	4
（4）建設事業費	6
5 管理運営	6
（1）組織	6
（2）本所休館日、開館時間	6

II 令和6年度事業計画

1 重点的取組	7
2 事業の概要	7
（1）施設の貸出	7
（2）情報収集・提供	7
（3）相談	8
（4）困難な問題を抱える女性への支援	8
（5）講座・研修	8
（6）自主活動・交流支援	9
（7）調査・研究	9

令和6年度イベントカレンダー	10
----------------	----

III 令和5年度事業実績

1 施設の利用状況	11
2 情報収集・提供事業	13
（1）情報ライブラリーの運営	13
（2）インターネットによる情報発信	15
（3）広報紙の発行	15
（4）男女共同参画パネルの作成及び貸出し	15
（5）利用者懇談会	19

3 相談事業	20
(1) 相談受付状況.....	20
(2) 男性相談員による男性のための電話相談.....	21
(3) グループ相談.....	21
(4) デートDV防止講座.....	22
(5) 女性に対する暴力をなくす運動.....	22
(6) DV防止フォーラム.....	22
(7) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業.....	22
4 講座・研修事業	23
(1) 男女共同参画週間講演会.....	23
(2) 困難を抱えた女性への支援講演会.....	23
(3) 男女共同参画講演会.....	23
(4) DV防止フォーラム [再掲].....	23
(5) フェスティバル講演会.....	24
(6) 女性リーダー育成講座.....	24
(7) 女性リーダー育成講座フォローアップ講座.....	26
(8) 市町村職員研修.....	26
(9) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業 [再掲].....	27
(10) 共催・連携事業.....	27
5 女性チャレンジ支援事業	29
6 自主活動・交流支援事業	30
(1) 団体登録制度と活動支援.....	30
(2) ワーキングルームの提供.....	30
(3) 活動発表コーナーの利用.....	31
(4) 令和5年度「男女共同参画推進フォーラム」パネル展示出展.....	32
(5) サポートスタッフ.....	32
(6) ワークショップ開催事業.....	32
(7) さいがい・つながりカフェの実施.....	32
(8) 講師の派遣.....	32
(9) 女性チャレンジ総合支援ネットワークとの連携.....	35
(10) 女性団体への活動拠点提供事業.....	38
7 調査・研究事業	38
令和5年度イベントカレンダー	39
例規集	40
埼玉県男女共同参画推進センター条例.....	41
埼玉県男女共同参画推進センター管理規則.....	46
埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領.....	49
埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱.....	50
「男女共同参画パネル」等の貸出要領.....	52
男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領.....	54
埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領.....	56
埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領.....	57

I 埼玉県男女共同参画推進センター概要

1 施設名称 埼玉県男女共同参画推進センター

2 愛称 With You さいたま

3 経緯

平成 8 年度 「女性の支援策検討委員会」を設置し、「女性のための支援策検討委員会報告書～埼玉県の女性センターのあり方について～」として提言を受けた。

「埼玉県長期ビジョン」に女性センターの整備が明記された。

平成 9 年度 「埼玉県女性センター（仮称）基本構想検討委員会」を設置し、その検討を踏まえて、平成 10 年 3 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本構想」を策定した。

「埼玉県新 5 か年計画」に、女性センターの設置を重点施策として位置付けた。

平成 10 年度 7 月にさいたま新都心に建設される公立学校共済組合宿泊施設に併設を決定した。

「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会」を設置し、平成 11 年 3 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会報告書」として提言を受けた。

平成 11 年度 9 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本計画」を策定した。

「埼玉県女性センター（仮称）施設検討委員会」を設置し、施設内容について検討した。

「埼玉県女性センター（仮称）情報システム検討委員会」を設置し、情報システムの内容について検討した。

平成 12 年 3 月制定の埼玉県男女共同参画推進条例第 11 条において、女性センターを「男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設」として位置付けた。

平成 12 年度 7 月に建設工事に着手した。

公募委員を主体とした「埼玉県女性センター（仮称）事業検討委員会」を設置し、利用者の立場に立った事業について検討した。

愛称を公募し、9 月に「With You さいたま」と決定した。

平成 13 年度 開設準備業務を財団法人埼玉県県民活動総合センターに委託し、女性センター開設準備室を設置した。

12 月定例県議会で「埼玉県男女共同参画推進センター条例」が制定され、施設の名称を「埼玉県男女共同参画推進センター」とした。

平成 14 年度 4 月 1 日埼玉県と財団法人いきいき埼玉との間で、埼玉県男女共同参画推進センターの管理運営委託契約を締結した。

4 月 21 日オープン。

平成 17 年度 4 月 1 日、センターの管理運営が県の直営となった。

- 平成 20 年度 女性キャリアセンターを開設した。
- 平成 22 年度 就業支援課女性就業相談担当（女性キャリアセンター）を組織統合し、女性のチャレンジ支援と就業支援の一体的推進を図ることとした。
- 平成 23 年度 就業支援課所管の中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉が男女共同参画推進センター内に入居した。
- 平成 24 年度 女性のチャレンジ支援に係る事務の一部及び女性の就業相談に係る事務（女性キャリアセンター）を新設の産業労働部ウーマノミクス課に移管し、男女共同参画推進センターの女性チャレンジ・女性就業相談担当は、ウーマノミクス課の職員が兼務することとなった。
8月1日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を付加した。
- 平成 25 年度 就業支援課所管の中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉が男女共同参画推進センターから転出した。（就業支援課が開設した、ハローワーク浦和・就業支援サテライト（武蔵浦和）へ移転）
- 令和 2 年度 女性のチャレンジ支援に係る事務の一部を産業労働部ウーマノミクス課より移管した。
- 令和 4 年度 6月25日、With You さいたま開設 20 周年イベントを開催した。
- 令和 6 年度 4月1日、埼玉県婦人相談センターと統合し、埼玉県男女共同参画推進センターを本所、旧埼玉県婦人相談センターを支所とした。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援センター、女性自立支援施設の機能を付加した。

【支所（旧埼玉県婦人相談センター）の沿革】

- 昭和 32 年度 埼玉県婦人相談所を設置した。
- 昭和 61 年度 埼玉県婦人相談センターを設置した。
- 平成 14 年度 配偶者暴力相談支援センターの機能を付加した。
- 令和 6 年度 埼玉県男女共同参画推進センターと統合し、同センター支所となった。

4 施設（本所）の概要

（1）設置の趣旨

男女共同参画社会づくりの総合的な拠点施設として、県の男女共同参画施策を実施し、県民や市町村の男女共同参画の取組を支援する。

男女共同参画に関する①情報収集・提供、②相談、③講座・研修、④自主活動・交流支援、⑤調査・研究を実施する。

また、女性相談支援、配偶者暴力相談支援及び女性自立支援に関する業務を行う。

（2）建設（本所）の概要

公立学校共済組合埼玉宿泊所「ホテルブリランテ武蔵野」との複合施設

・鉄筋コンクリート造 地上9階建ての3、4階部分

・延床面積（専用面積） 約3,700㎡

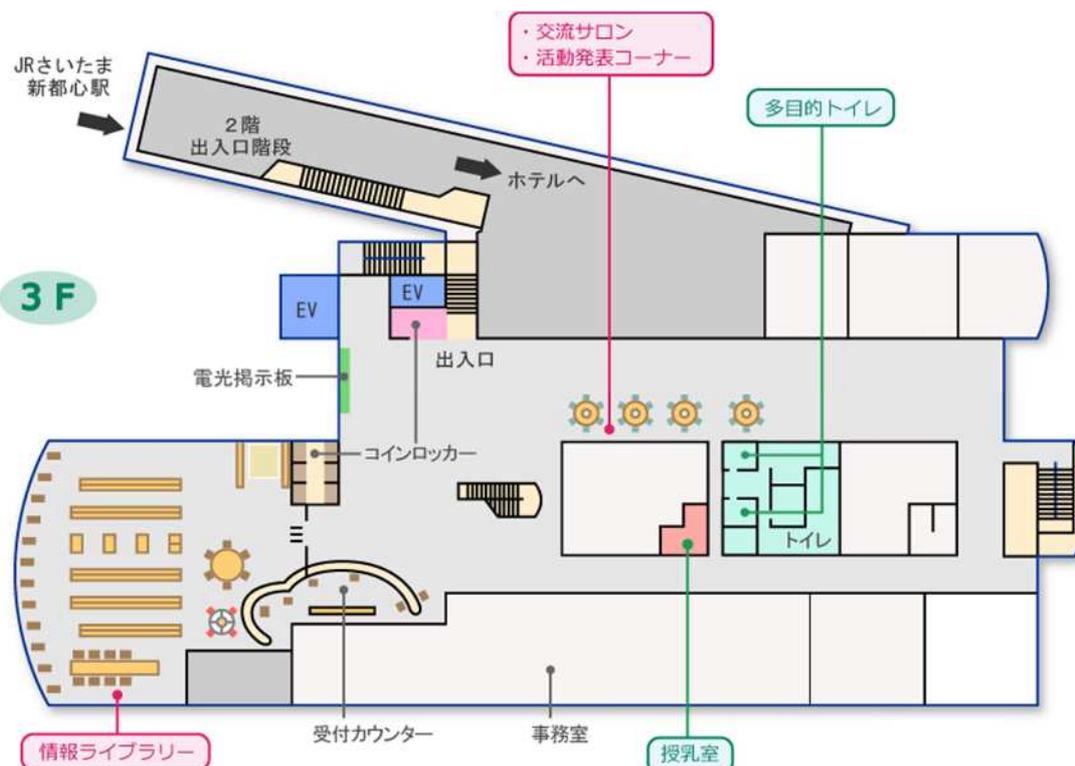
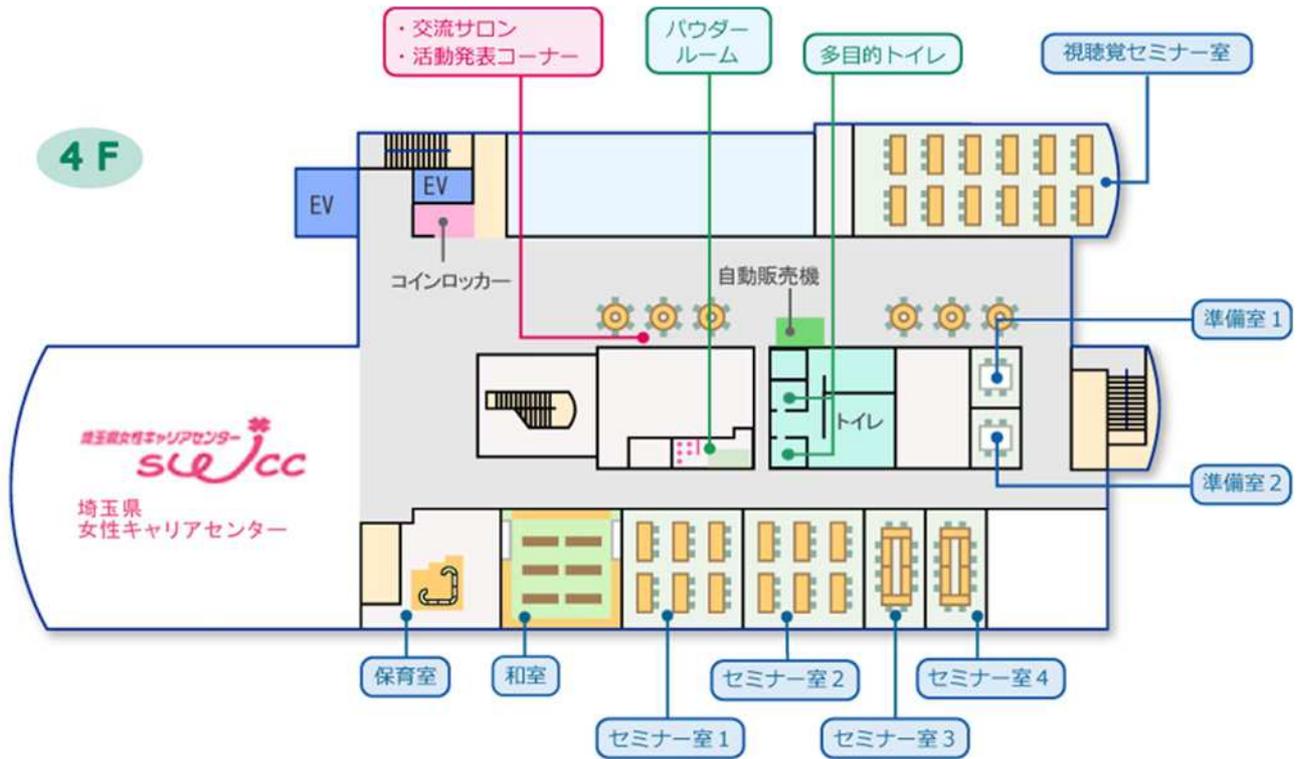
（さいたま市中央区新都心2番地2 敷地面積 約4,000㎡）

（3）主な施設と施設の特徴

・主な施設 情報ライブラリー、セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、保育室、

交流サロン、活動発表コーナー

- ・施設の特徴
 - ・ 多目的トイレの設置（各階2室）
 - 1室 オストメイト対応設備、ベビーシートを設置
 - 1室 簡易ベッド設置
 - ・ 授乳室の設置
 - ・ 難聴者用補聴システムの導入（視聴覚セミナー室）
 - ・ フレックストイレのほか、セミナー室間の壁に可動壁を導入
 - ・ 県産木材の使用（和室、視聴覚セミナー室、受付カウンター）



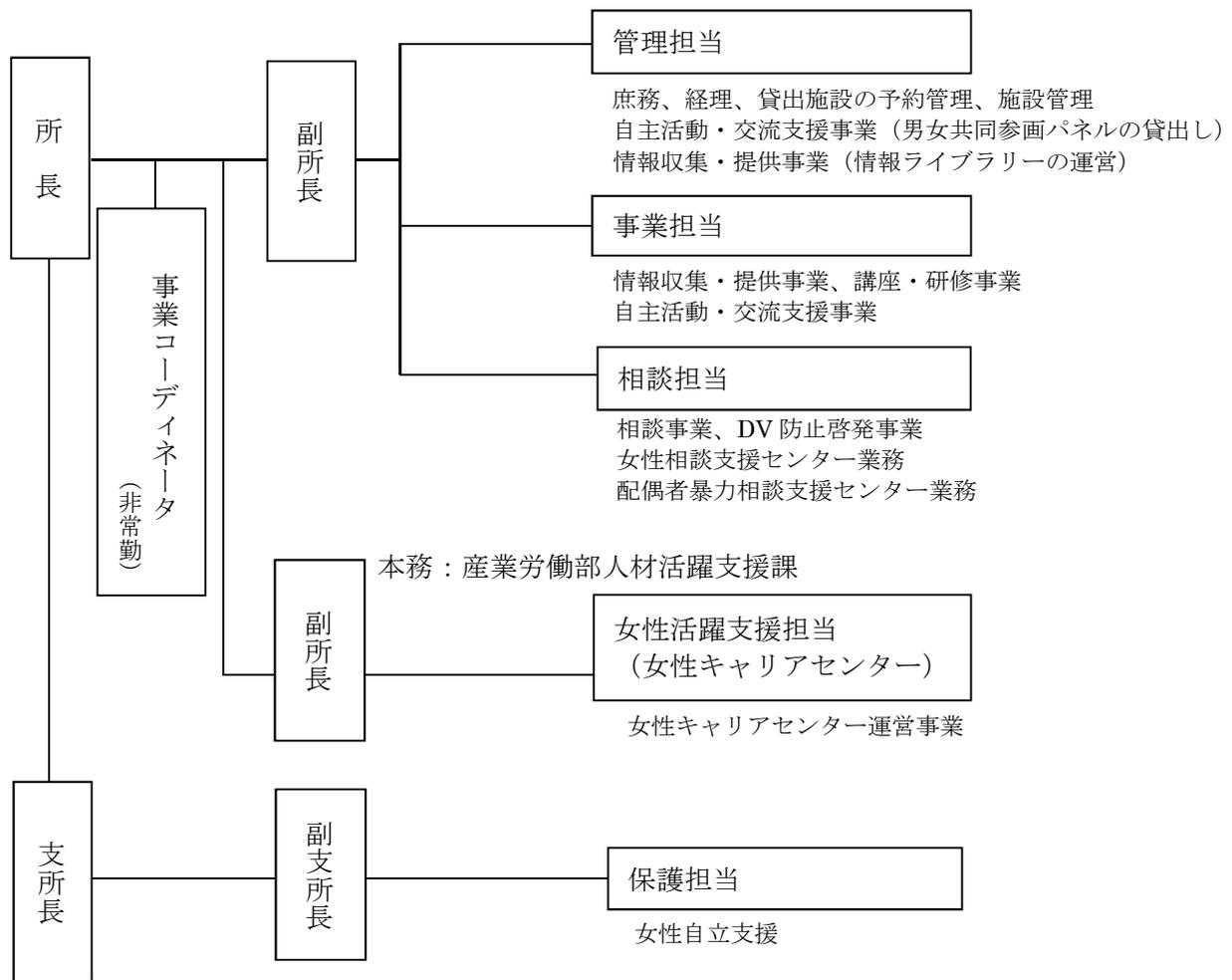
(令和6年4月現在)

(4) 建設事業費（継続費：平成11～13年度）

建設費負担金	24億6,800万円
情報システム整備費	1億4,700万円
備品購入費	7,400万円
継続費総額	26億8,900万円

5 管理運営

(1) 組織



(2) 本所休館日、開館時間

- ・ 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）及び施設点検日（毎月第3木曜日）
※その他臨時休館日あり
- ・ 開館時間 月曜日～土曜日 9：30～21：00
日曜日及び祝日 9：30～17：30

II 令和6年度事業計画

1 重点的取組

(1) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、かつ自立して暮らせるための取組を実施する。

- ア 男女共同参画推進センター及び婦人相談センターの統合による相談支援体制の強化
- イ 困難な問題を抱える女性を相談や支援に繋げるためのきっかけづくりや居場所の提供

【主な取組】

- 地域における相談会
- メタバース空間における個別相談や交流会
- ウ 自立支援やアフターケアの実施

(2) 県内における「ジェンダー主流化」の推進

埼玉県内における男女間格差の解消を目指し、市町村や企業等に対してジェンダー主流化の理解促進を図る取組を実施する。

- ア 経済団体等と連携し、セミナーを開催

【主な取組】

- トップセミナー
- 実務担当者向け講座
- イ 広報紙等による理解促進

(3) その他

- ア 固定的役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を実施
特に、男性や若者への啓発に注力

【主な取組】

- 男性によるトークセッション
- イ 地域で実践的な活動を行う女性人材の育成や活動支援

【主な取組】

- 女性リーダー応援講座

2 事業の概要

(1) 施設の貸出

施設の貸出を通して男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、広く県民や企業等の人材育成の場としての活用を促す。

(2) 情報収集・提供

男女共同参画社会づくりに関する図書や資料（埼玉県をはじめ、国連、国、他都道府県、県内市町村、団体・グループ等）を収集し提供する。

- ア 情報ライブラリーの運営

男女共同参画社会実現に資する図書や資料等の収集と提供、県・市町村・活動団体等の関連資料及び社会の現状や時流を反映した資料等の収集と提供、センターで実施する各種事業との連携を図り、関連情報の発信を行う。

- イ インターネットによる情報発信の充実

センターホームページやSNS（Facebook）、動画配信を活用して、県内在住・在勤・在学の方々、市町村、関連施設や関係団体に対し、施設利用に関する情報、センターの事業案内、講座や研修、男女共同参画社会実現に資する情報など様々な情報を発信して

いく。

ウ 広報・意識啓発

- ① 男女共同参画推進のための情報、トピックス、センターのPR、講座・催し物、相談事業の啓発などを目的に広報紙等を発行する。
 - 広報紙「With You さいたま」を年3回（7月・11月・3月）発行
 - 埼玉県内相談窓口ガイド
- ② 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する啓発活動を実施する
 - 男女共同参画パネルの展示
 - パープルリボンキャンペーン、パープル・ライトアップの実施

エ 男女共同参画パネルの貸出し

男女共同参画社会づくりに向けた啓発の一環として、イラストや図表で解説したパネルを館内に掲示するとともに、県内市町村、団体等へ貸出しを行う。

オ 利用者懇談会の開催

センターの事業運営や施設について、利用者の立場からの意見や要望等を聴き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効利用を図るため、利用者懇談会を開催する。

(3) 相談

男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに、女性相談支援センター機能及び配偶者暴力相談支援センター機能を担う。

ア 電話相談

イ 専門相談

（女性弁護士による法律相談・カウンセリング・男性相談員による男性のための電話相談）

ウ インターネット相談

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

ア 困難な問題を抱える女性への相談支援事業

困難や不安、孤立した状況の解消に資する情報を提供するセミナーを実施するとともに、悩みや不安を共有し、語り合う機会・場を提供するグループ相談会を開催

イ メタバース相談

メタバース空間におけるアバター相談員による人間関係、家族、夫婦の問題など様々な悩みに対応する相談を実施

ウ メタバース交流会

メタバース空間で悩みを自由に打ち明け、共有できる居場所を提供

エ 困難な問題を抱える女性の自立支援の実施

オ 関係機関との連携・人材育成

(5) 講座・研修

固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向け、講演・講座、研修等を開催する。

ア センター主催講演・講座

広く県民を対象に男女共同参画社会の実現に向けた講演・講座を開催

○各種講演会（6月、10月、11月、2月）

○女性リーダー応援講座（年6回）

イ 他機関との共催

○近隣施設との共催（連携）

○大学や各種団体等との共催（連携）

- ウ 市町村職員研修
 - 市町村の男女共同参画担当職員を対象として実施（初任者・課題別・地域別）
 - 市町村等の女性支援・DV被害者支援担当職員を対象として実施（基礎・実務・応用・専門）

（6）自主活動・交流支援

ア 団体登録制度と活動支援

自主的な活動を行う団体やグループに対する各種情報の提供など、これらの団体等が主体的に活動するための様々な支援を行うために、登録制度を設けている。

〔登録団体への活動支援〕

- ① 情報提供
- ② 貸出施設の優先予約
- ③ 団体・グループ情報のホームページへの掲載
- ④ グループロッカーの貸出し

イ サポートスタッフの活用

男女共同参画社会の実現に必要な社会参加や地域活動への経験が得られるよう、イベント等の運営補助、情報ライブラリー通信への寄稿等を行うボランティアとして、サポートスタッフ制度を設けている。

ウ 女性団体への活動拠点提供事業

県内各地の女性団体のネットワークの核となることが期待される女性団体に、男女共同参画推進センターの1室を活動拠点として提供し、当センターと事業連携を行いながら、事業拡大を支援する。

エ With You さいたまフェスティバルの開催

男女共同参画の視点を持って県内で活動する団体・グループが日頃の活動成果を発表する機会を提供し、団体間の連携と交流を促進する。（2月）

オ さいがい・つながりカフェの実施（共催）

「さいがい・つながりカフェ実行委員会」とともに、東日本大震災被災者（埼玉県内への避難者）の交流会を毎月2回実施する。（平成23年9月から継続開催）

カ 講師の派遣（県政出前講座）

男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を図るため、県内市町村等からの要請に応じ、男女共同参画専門員や相談員等を研修・講座等の講師として派遣する。

- （ア）男女共同参画基礎講座～あらゆる場面にジェンダーの視点を～
- （イ）災害・防災と男女共同参画
- （ウ）知っていますか？デートDV

（7）調査・研究

男女共同参画を推進するための調査・研究を必要に応じて適宜実施する。

令和6年度 With You さいたま イベントカレンダー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女共同 参画推進	情報収集・提供事業 ○情報ライブラリーの運営 ○企画展示 ○パネル貸出 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.60」6月発行 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.61」9月発行 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.62」12月発行 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.63」3月発行 広報誌7月号発行「With You さいたまvol.74」 第1回利用者懇談会 広報誌11月号発行「With You さいたまvol.75」 第2回利用者懇談会 広報誌3月号発行「With You さいたまvol.76」											
	相談事業 ○各市町村女性支援・DV被害者支援ネットワーク会議 年間を通し、出席依頼があった場合に対応(年7~8回を想定) ○講師派遣 年間を通し、出席依頼があった場合に対応(年4~5回を想定) 〇相談事業(電話、面接、インターネット) 〇男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日(6/18を除く) 〇カウンセリング 原則毎月第4日曜日 〇女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日 〇デートDV防止講座 7月~12月の間 高校 5校 大学等1校 〇DV防止 ~パープルリボンキャンペーン~ 〇女性相談支援員連絡会議① 〇女性相談支援員連絡会議② 〇埼玉弁護士会との意見交換会 〇埼玉弁護士会共催 〇DV防止フォーラム 〇配偶者暴力相談支援センター連絡会議① 〇配偶者暴力相談支援センター連絡会議② 〇埼玉弁護士会共催											
	〇男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日(6/18を除く) 〇カウンセリング 原則毎月第4日曜日 〇女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日 〇デートDV防止講座 7月~12月の間 高校 5校 大学等1校 〇DV防止 ~パープルリボンキャンペーン~ 〇女性相談支援員連絡会議① 〇女性相談支援員連絡会議② 〇埼玉弁護士会との意見交換会 〇埼玉弁護士会共催 〇DV防止フォーラム 〇配偶者暴力相談支援センター連絡会議① 〇配偶者暴力相談支援センター連絡会議② 〇埼玉弁護士会共催											
	〇男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日(6/18を除く) 〇カウンセリング 原則毎月第4日曜日 〇女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日 〇デートDV防止講座 7月~12月の間 高校 5校 大学等1校 〇DV防止 ~パープルリボンキャンペーン~ 〇女性相談支援員連絡会議① 〇女性相談支援員連絡会議② 〇埼玉弁護士会との意見交換会 〇埼玉弁護士会共催 〇DV防止フォーラム 〇配偶者暴力相談支援センター連絡会議① 〇配偶者暴力相談支援センター連絡会議② 〇埼玉弁護士会共催											
センター 事業	主催事業 市町村担当職員初任者研修 4/26(金) 男女共同参画週間講演会 6/30(日) 女性リーダー応援講座 8/25(日) ※公開講座 市町村地域研修 未定 女性リーダー応援講座 9/14(土) 男性によるトークセッション 10/5(土) 女性リーダー応援講座 10/19(土) ジェンダー主流化 企業向けトップセミナー 10/21(月) 女性支援・DV被害者支援担当者応用研修 女性リーダー応援講座 11/10(日) ジェンダー主流化市町村企業担当者向けセミナー 未定 女性支援・DV被害者支援地区別専門研修 女性リーダー応援講座 12/21(土) With You さいたま フェスティバル講演会 女性リーダー応援講座 1/18(土) ジェンダー主流化 市町村長向けトップセミナー (オンデマンド配信)											
	共催事業 〇目白大学・同短期大学部との共催事業 (地域連携・研究推進センター) 8月~2月(仮) 〇埼玉大学との共催事業 (ダイバーシティ推進センター) 10月~2月(仮) 〇小児医療センター共催講座 11/9(土)											
	交流支援事業 サポートスタッフ会議 6/7(金) With You さいたま フェスティバル 2/1(土)・2/2(日)											

Ⅲ 令和5年度事業実績

1 施設の利用状況

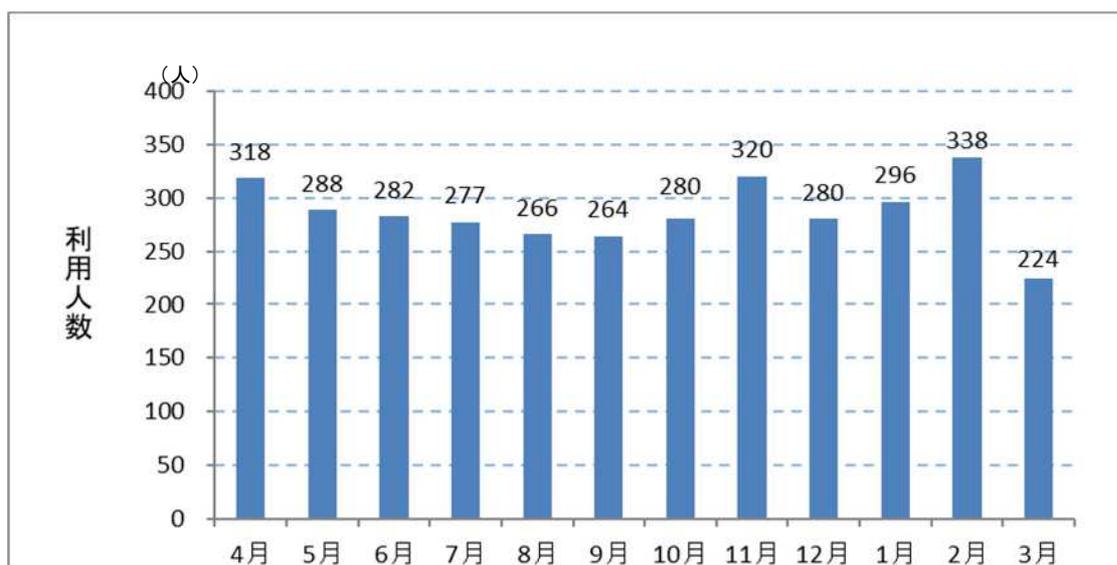
(1) 月別施設別延べ利用者数

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
貸出施設	セミナー室1	1,099	748	948	990	816	891
	セミナー室2	797	754	847	780	509	739
	セミナー室3	719	576	490	506	441	453
	セミナー室4	593	499	431	309	354	464
	視聴覚セミナー室	1,818	1,409	709	635	734	416
	和室	75	65	166	131	153	192
	準備室	60	76	82	52	83	99
小 計	5,161	4,127	3,673	3,403	3,090	3,254	
情報ライブラリー(入室者数)		930	1,372	1,191	1,556	1,559	1,183
(開放端末利用者数)		(32)	(28)	(27)	(39)	(28)	(42)
フリースペース等利用者数		2,721	2,657	2,995	2,980	2,986	2,821
保育室利用者		1	1	2	16	14	13
セミナー室5利用者(女性キャリアセンター除く)		0	0	0	0	0	0
相談(面接、専門)		26	23	16	30	25	25
※男性相談(電話相談)		(18)	(14)	(9)	(23)	(18)	(18)
相談(グループ相談)		0	30	0	31	0	0
フェスティバル(2月)							
女性就業相談担当来所者		409	485	324	341	316	386
合 計		9,230	8,651	8,192	8,303	7,972	7,664

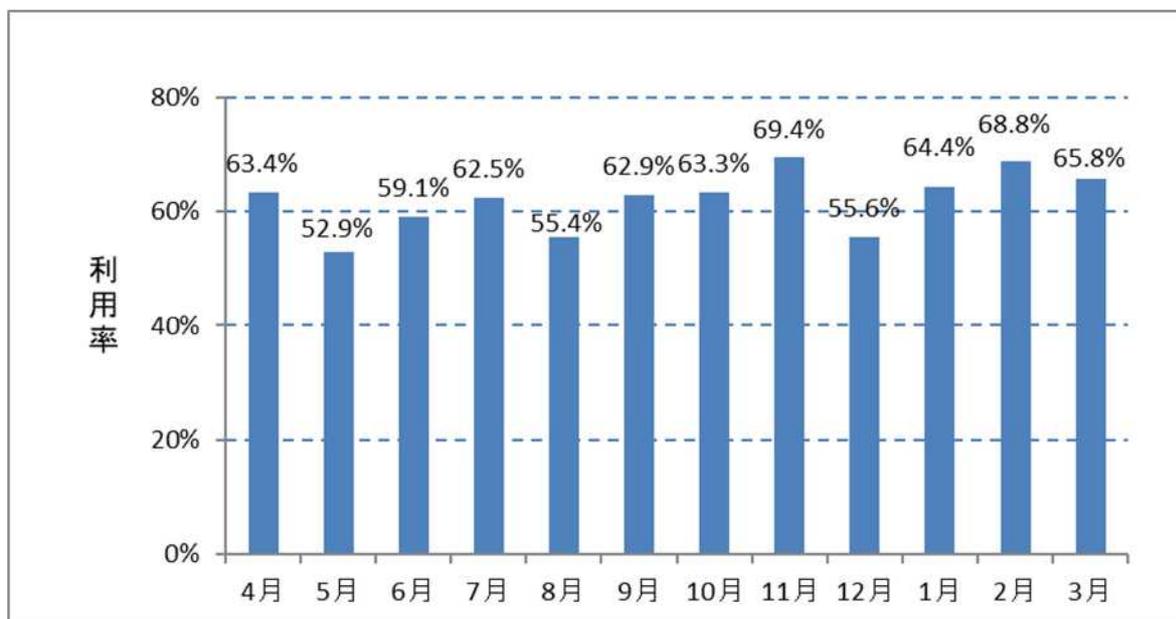
区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
貸出施設	セミナー室1	913	982	628	786	974	553	10,328
	セミナー室2	785	1,042	551	634	864	494	8,796
	セミナー室3	402	500	476	492	596	345	5,996
	セミナー室4	483	536	556	372	401	377	5,375
	視聴覚セミナー室	593	843	654	533	663	552	9,559
	和室	224	316	161	159	60	106	1,808
	準備室	61	81	65	99	90	64	912
小 計	3,461	4,300	3,091	3,075	3,648	2,491	42,774	
情報ライブラリー (入室者数)		1,500	1,625	1,257	1,625	1,411	856	16,065
(開放端末利用者数)		(28)	(37)	(19)	(26)	(19)	(25)	(350)
フリースペース等利用者数		2,984	2,888	2,898	2,888	2,823	2,905	34,546
保育室利用者		12	22	6	12	23	7	129
セミナー室5利用者(女性キャリアセンター除く)		20	34	0	5	0	20	79
相談(面接、専門)		22	28	21	30	32	30	308
※男性相談(電話相談)		(16)	(18)	(14)	(21)	(20)	(21)	(210)
相談(グループ相談)		0	33	0	0	0	0	(94)
フェスティバル(2月)						1,132	0	1,132
女性就業相談担当来所者		426	405	303	374	404	431	4,604
合 計		8,409	9,284	7,562	7,988	9,453	6,719	99,427

※相談(面談・専門)のうち、男性相談(210件)は電話相談のため利用者の合計から除いています。
 ※相談(グループ相談)は、セミナー室を利用した講座のため、貸出施設利用に計上しています。
 ※3月20日～31日は組織統合に伴う施設内部屋割り・配置換え作業のためセミナー室の貸し出しを中止しました。

(2) 1日当たり延べ利用者数 (令和6年3月末)



(3) 貸出施設の月別利用率 (令和6年3月末)



(4) 貸出施設別利用率 (令和6年3月末)

施設名	利用率
セミナー室1	83.4%
セミナー室2	71.8%
セミナー室3	84.3%
セミナー室4	80.1%
視聴覚セミナー室	54.3%
和室	32.3%
準備室1	44.5%
準備室2	43.6%
平均利用率	61.8%

2 情報収集・提供事業

(1) 情報ライブラリーの運営

ア 男女共同参画社会実現に資する図書資料等の収集と提供

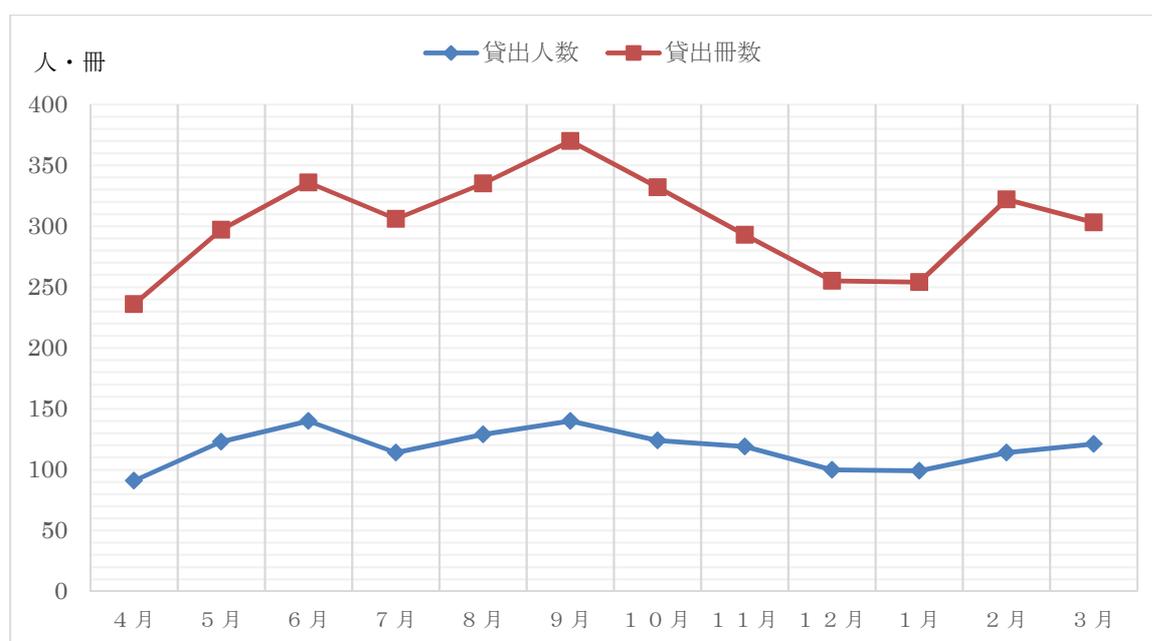
イ 県、市町村、活動団体等の関連資料の収集と提供

ウ 社会の現状や時流を反映した資料等の収集と提供

(ア) 利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	91	123	140	114	129	140	124	119	100	99	114	121	1,414
貸出冊数	236	297	336	306	335	370	332	293	255	254	322	303	3,639

一人当たりの貸出冊数 2.5 冊



(イ) 新規登録者 151人 (令和6年3月末)

(ウ) インターネット (ネットワーク検索コーナー) 利用者数
延べ 350名 (令和6年3月末)

(エ) 図書等の所蔵内訳 (令和6年3月末)

分 類		冊 数	割合
総 記 (0類)		542	1.9%
哲 学 (1類)		1,613	5.7%
歴 史 (2類)		1,776	6.2%
社会科学 (3類)	社会(360)	10,127	35.6%
	その他	4,432	15.6%
自然科学 (4類)		1,906	6.7%
技 術 (5類)		1,067	3.7%
産 業 (6類)		289	1.0%
芸 術 (7類)		1,868	6.6%
言 語 (8類)		199	0.7%
文 学 (9類)		4,309	15.1%
行政資料 (G類)		341	1.2%
合 計		28,469	100%

※上記のうち、視聴覚資料 (VHS, DVD) が 122 点。

※分類には日本十進・分類法 (第9版) を使用

※行政資料には独自の分類を使用

エ センターで実施する各種事業との連携と関連情報の発信

(ア) 企画展示の実施

主催事業にあわせ、関連する資料を蔵書から選んで展示した。

4月-5月	新着図書展示
5月-6月	男女共同参画週間 関連図書
7月	サッカー女子W杯 関連図書
8月	困難な問題を抱える女性支援 関連図書
9月-10月	おとなの性教育 関連図書
11月	DV防止フォーラム 2023 関連図書
12月	女性とスポーツ 関連図書
12月-2月	第22回 With You さいたまフェスティバル講演会 関連図書
2月-3月	荻野吟子や女性の偉人たち 関連図書 埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本 2023 関連図書

(イ) 情報ライブラリー通信「Bookmark」の発行

新着図書や講演会等関連図書を広く紹介するため、職員及びサポートスタッフによるブックレビューをホームページに掲載した。

発行月 6月、9月、12月、3月

(ウ) 情報ライブラリー主催事業

情報ライブラリーキッズコーナーで、未就学児童向けに「絵本おはなし会」を実施した。

開催日時 令和5年11月20日(月)10:30~11:30

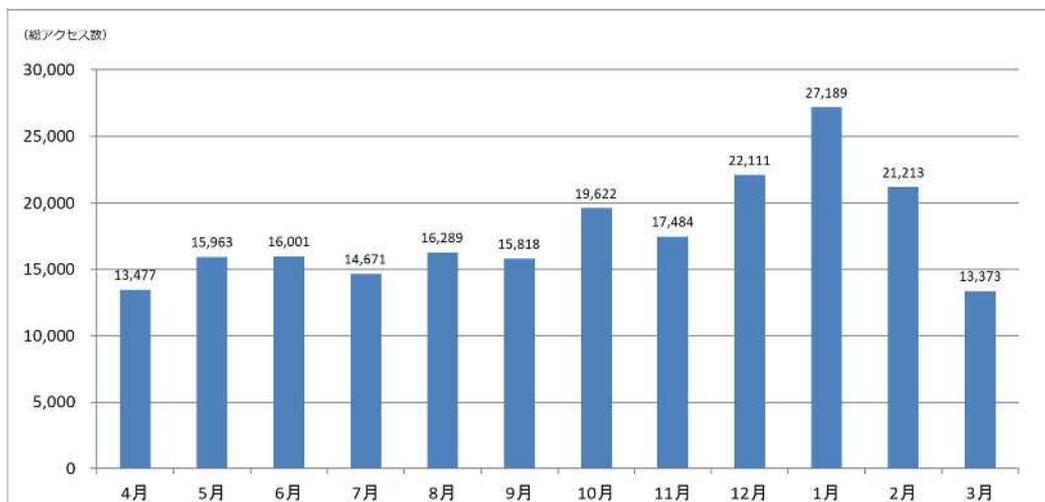
参加人数 未就学児 8名 保護者 9名

(2) インターネットによる情報発信

ホームページで施設利用に関する情報やセンターの事業案内、男女共同参画社会実現に資する情報などを提供した。また、令和2年11月1日からはSNS(Facebook)を開設し、情報発信を充実させた。

◎令和5年度ホームページアクセス数

年間アクセス件数 213,211件



(3) 広報紙の発行

男女共同参画推進のための情報、トピックス、センターのPR、講座・催し物等の事業案内などを掲載した広報紙「With You さいたま」を発行した。

ア 仕様、発行月 A4判6ページ、4色刷り 7月、11月及び3月

イ 発行部数 7,000部

ウ 配布先 県及び県関係機関、市町村、国、都道府県、登録団体、サポートスタッフなど約1,200か所

エ 特集テーマ

- ・令和5年 7月(vol.71)「知っていますか?デートDV」
- ・令和5年11月(vol.72)「性被害を防ぐために新たな刑法改正が問いかけること」
- ・令和6年 3月(vol.73)「女性のからだと健康~生理を『当たり前』のことに~」

(4) 男女共同参画パネルの作成及び貸出し

男女共同参画社会づくりに向けた啓発の一環として、イラストで分かりやすく解説した24種類のパネルを主催事業に合わせて館内に掲示するとともに、県内市町村や団体へ貸出しを行った。

また、新規に「ドメスティック・バイオレンス」を作成した。

ア パネル一覧

	パネル名	内 容	サイズ	枚数
1	男女共同参画パネル	「埼玉県男女共同参画基本計画」を中心に埼玉県の現状と課題、「埼玉県男女共同参画推進条例」の基本理念や男女共同参画社会の目指すもの等をイラストやグラフを使って紹介。	A2判	11
2	ドメスティック・バイオレンス (DV)	DVとはどういうことか、どのような問題があるのか等についてイラストやグラフを使って説明。(令和5年度作成)	A2判	10
3	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法の前文から第20条までをイラストで逐条解説。	A2判	22
4	埼玉県男女共同参画推進条例	平成12年3月24日、全国に先駆けて公布された、埼玉県男女共同参画推進条例を、イラストを使って説明	A2判	17
5	お母さんが語る「女子差別撤廃条約」	女子差別撤廃条約の前文から第16条までをイラストを使って説明。	B2判 A3判	18
6	男女共同参画の視点から考える表現ガイド	平成16年8月に埼玉県男女共同参画課が作成した「男女共同参画社会の視点から考える表現ガイド～よりよい表現をめざして～」をパネル化したもの。条例や趣旨、目的を紹介。	A2判	16
7	統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま	現在の「仕事」と「生活」に関する、全国や埼玉県と特徴をグラフやイラストを使ってまとめたもの。(令和5年度更新)	A2判	16
8	日本女性はどうか生きてきた?	古代以前から、平成までの女性の歴史を、イラストを使ってまとめたもの。「ジェンダーから見た日本の歴史」(明石書店)をもとにしている。	A2判	15
9	障害と女性	障害を持った女性は「障害がある」「女性である」ことにより複合的な困難を抱え、差別を受けることがある。彼女たちの声を聞き、これからの男女共同参画社会のビジョンを考えたもの。	A2判	8
10	つ・ぶ・や・き	何気ないつぶやきの中に自分の本当の気持ちが隠れていたりするものである。日常生活での様々な「つ・ぶ・や・き」を取り上げたもの。	A2判	8
11	災害と男女共同参画	災害時には多くの女性が困難な状況に置かれる。被災から復興のスタートまでに浮き彫りになった、男女共同参画の課題とこれから目指す社会を考察したもの。	A2判	10
12	南極 DAYS -日本人初の女性越冬体験記-	南極では、日本と変わらない生活を送るために花見をしたり、バーカウンターを置くなど多くの工夫をしている。東野陽子さんへの取材と実際に南極で撮影された写真で知られざる南極の生活を紹介。	A2判	12
13	知っていますか?デートDV	平成24年1月に埼玉県男女共同参画推進課が作成した「知っていますか?デートDV-素敵な関係を作る大事な約束-」をパネル化したもの。デートDVとは何か?を若者向けにマンガを使い説明。	A2判	8

14	男性を取り巻く環境	男女共同参画について男性視点から捉えたパネル。男性を取り巻く環境を、アンケートや男性に係る統計から考察し、男女共同参画社会の実現へ向けた、男性の意識改革を呼びかけている。	A2判	13
15	荻野吟子の生涯	熊谷市教育委員会が作成し、平成25年6月に公開したものを、With You さいたまが許可を得て再編集したパネル。埼玉県出身で日本公認の女性医師第1号である荻野吟子の生涯を説明。	A2判	17
16	デートDV防止啓発ポスター	埼玉県と十文字学園女子大学が連携し作成したパネル。交際する相手との間でおこる、ドメスティック・バイオレンス（デートDV）について、若者視点で注意を呼びかけている。	A2判	6
17	スポーツと女性	近年女性アスリートの活躍は目を見張るものがある。一方で女性ならではの課題も見えてきた。女性がスポーツ分野でより活躍するためには何が必要であるか、オリンピックをキーワードに考えてみようと呼びかけている。	A2判	11
18	”わたしの”防災対策	災害時には自然現象の規模とともに、受け止める私たちの社会の在り方が被害の大きさを変えていく。大切な命を守り、被害を少しでも減らすために、日頃からできることについて紹介している。	A2判	11
19	考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方	今働き方の改革が求められている。男女が共に仕事と家庭等の両立ができる暮らしやすい社会の実現のために、仕事生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の視点から、これからの働き方・暮らし方についての意識改革を呼びかけている。（令和5年度更新）	A2判	11
20	わたしたちの声をもっと社会へ	女性が参政権を獲得してから70年を経た現在、働き方・子育て・介護・防災など、日々の暮らしは政治に直結しているにもかかわらず、政治分野での男女の差は大きなままである。多様な声を社会に届けるために、ひとりひとりができることを考えてみようと呼びかけている。	A2判	11
21	Women 現代の吟子たちに聞く	荻野吟子は多くの困難を乗り越え、日本で最初の公認女性医師になった人物。埼玉県では、荻野吟子の不屈の精神を今に伝える先駆的な活動などを通じて、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体等に「埼玉県荻野吟子賞」を贈っている。同賞を受賞された方へのインタビューを通し自分らしく生きるためのヒントや様々な苦労や壁にぶつかるとどのように乗り越えたか等を紹介している。（令和5年度更新）	A2判	19
22	セクシュアルハラスメントのない社会へ	セクシュアルハラスメント等あらゆるハラスメント（いやがらせ）は、個人としての尊厳を傷つける重大な人権侵害である。互いを認め合い、ハラスメントがない社会をつくるために、ひとりひとりが出来ることは何かを考えようと呼びかけている。	A2判	13

23	わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない	性犯罪・性暴力は、人としての尊厳や人権を傷つける重大な犯罪である。にもかかわらず、社会にある誤解や偏見によって被害者の落ち度が問われることがあり、被害者を一層苦しめる。パネルでは、一人ひとりが、性暴力とは何かを知り、“性を傷つけることは、暴力であり犯罪である”という認識を根付かせようと呼びかけている。(令和5年度更新)	A2判	13
24	多様な性 知っていますか？	わたしたちは、一人ひとり異なる自分らしさを持っている。その一つが「性」であり、性はグラデーションのように多様である。多様な性を知り、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるためにできることは何か考えてみようと呼びかけている。	A2判	11

サイズ A2判 (60.5cm×43cm)

A3判 (30.5cm×42.7cm)

B2判 (52.5cm×73.5cm)

イ 貸出実績 (PDFデータ貸出含む) 延べ1,860日間

100団体

種類	合計貸出期間	利用者数
男女共同参画パネル	110日間	4団体
ドメスティック・バイオレンス	265日間	10団体
男女共同参画社会基本法	10日間	1団体
埼玉県男女共同参画推進条例	0日間	0団体
お母さんが語る「女子差別撤廃条約」	0日間	0団体
男女共同参画の視点から考える表現ガイド	24日間	2団体
統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま	84日間	7団体
日本の女性はどう生きてきた？	0日間	0団体
障害と女性	109日間	2団体
つ・ぶ・や・き	30日間	1団体
災害と男女共同参画	47日間	2団体
南極DAYS	0日間	0団体
知っていますか？デートDV	138日間	6団体
男性を取り巻く環境	96日間	4団体
荻野吟子の生涯	0日間	0団体
デートDV防止啓発ポスター	33日間	2団体
スポーツと女性	18日間	2団体
“わたし”の防災対策	98日間	10団体
考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方	60日間	5団体
わたしたちの声をもっと社会へ	39日間	3団体
Women 現代の吟子たちに聞く	62日間	5団体
セクシュアルハラスメントのない社会へ	95日間	2団体
わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない	281日間	10団体
多様な性 知っていますか？	261日間	22団体

(5) 利用者懇談会

センターの事業運営や施設について、利用者の立場からの意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効利用を図るため、利用者懇談会を開催した。

ア 委員名簿

氏名	所属団体等
青柳 智江	With You さいたま サポートスタッフ
新井 純子	合同会社のら 代表社員
佐藤 志穂	坂戸市勤労女性センター 所長
○田村 佳代子	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟 連盟長
根岸 啓之	羽生市人権推進課 課長
◎藤田 佳代子	目白大学看護学部看護学科 准教授
古堂 達也	にじーず埼玉 代表
渡部 まゆみ	さいがい・つながりカフェ 代表者
渡辺 美穂	独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室長

◎委員長 ○副委員長

(敬称略 五十音順)

イ 会議開催日時

(第1回) 令和5年10月30日(月)

(第2回) 令和6年3月8日(金)

会議の概要は、センターホームページで公表した。

3 相談事業

(1) 相談受付状況 (令和5年度 3月31日現在)

ア 相談種類及び相談内容別受付状況

	生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	D V	仕事	暮らし	その他	計	うちの性的マイノリティに関する相談
電話相談	478	1,535	310	503	1,285	1,220	807	336	242	886	7,602	10
面接相談	1	0	1	3	4	1	29	0	0	1	40	0
専門相談(法律相談 ・カウンセリング・男性相談)	16	30	52	57	32	15	35	11	0	20	268	0
インターネット 相談	0	1	2	9	15	7	20	0	0	2	56	0
グループ相談	0	0	0	0	0	0	94	0	0	0	94	0
その他(メール相談)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計	495	1,566	365	572	1,336	1,243	986	347	242	909	8,061	10

※ 性的マイノリティに関する相談は、H28.8から統計を開始した。

イ 年代別・相談内容別受付状況

下段は、男性からの相談件数(再掲)

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
生き方	0	117	44	101	123	54	41	15	495
	0	1	30	5	9	20	1	0	66
こころ	1	166	341	400	455	114	52	37	1,566
	0	4	169	5	24	21	3	3	229
からだ・性	14	21	38	52	148	29	40	23	365
	13	8	17	6	12	9	15	9	89
夫婦	0	11	95	113	181	90	60	22	572
	0	2	13	13	16	24	5	2	75
家族・親族	4	50	186	276	366	287	127	40	1,336
	1	16	20	14	20	83	8	12	174
人間関係	9	105	172	487	305	77	51	37	1,243
	1	4	27	8	9	13	4	2	68
D V	5	39	206	269	223	86	37	121	986
	0	6	18	42	14	4	2	2	88
仕事	0	32	52	134	96	26	2	5	347
	0	1	22	2	6	3	0	0	34
暮らし	1	12	30	59	92	18	18	12	242
	0	1	25	1	7	9	0	3	46
その他	4	46	283	138	155	37	31	215	909
	3	3	186	6	20	31	3	37	289
計	38	599	1,447	2,029	2,144	818	459	527	8,061
	18	46	527	102	137	217	41	70	1,158

ウ 相談の特徴

令和5年度の相談件数は8,061件で、前年度に比べて1,062件減少した。

相談内容を主たる相談項目ごとに分けると、最も多いのは、「こころ」に関する相談で、1,566件（全体の19.43%）、次いで「家族・親族」に関する相談が1,336件（全体の16.57%）、「人間関係」に関する相談が1,243件（全体の15.42%）となっている。

世代別にみる相談件数の割合では、50歳代の方からの相談が全体の26.6%と最も多かった。次いで40代が25.17%であった。

また、男性からの相談は1,158件（全体の14.37%）となり、前年度同時期に比べて42件減少している。

(2) 男性相談員による男性のための電話相談

性自認を含む男性を対象に、埼玉県公認心理士協会の協力により男性相談員による電話相談を月2回行った。

なお、令和3年度までは月1回実施だったところ、4年度から月2回とした。令和5年度は210件の相談があった。

ア 開催日時

毎月第1、3日曜日 11:00～15:00

イ 相談内容

相談内容を主たる相談項目ごとに分けると、最も多いのは、「からだ・性」に関する相談で、51件（全体の24.3%）、次いで「夫婦」に関する相談29件（全体の13.8%）、「家族・親族」に関する相談が28件（全体の13.3%）となっている。

相談者の年代は、30代が60件（全体の28.6%）、次いで60代～が45件（全体の21.4%）となっている。

「男性のための電話相談」主訴別・年代別一覧

	10代	20代	30代	40代	50代	60代～	不明	合計
生き方	0	0	8	2	2	2	0	14
こころ	0	0	8	5	4	6	1	24
からだ・性	11	4	12	3	4	13	4	51
夫婦	0	0	7	7	5	8	2	29
家族・親族	1	4	5	5	6	6	1	28
人間関係	0	2	2	3	5	0	0	12
DV	0	0	7	9	2	2	1	21
仕事	0	0	5	2	3	1	0	11
暮らし	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	6	1	1	7	4	20
合計	13	10	60	37	32	45	13	210

(3) グループ相談

埼玉県内の女性弁護士等専門職有志と連携し、カフェ形式のグループ相談を行った。

ア 開催日時

令和5年 5月 14日（日）13:00～15:30

令和5年 7月 9日（日）13:00～15:30

令和5年 11月 5日（日）13:00～15:30

イ 内容

参加者が気軽に悩みを相談できる場として、弁護士、相談員、フェミニストカウンセラー、社会福祉士などが、参加者が抱える悩みに適切な情報を提供し、共有した。

ウ 参加人数 94人

(4) デートDV防止講座

お互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識の醸成に向け、若年者を対象に啓発を行いDVを未然に防止するため、県内の高等学校等を対象にデートDV防止講座を開催した。

ア 開催日時

7月～12月 全6校

イ 内容

高等学校等へ講師を派遣し、生徒にデートDV防止講座を実施した。講座後にデートDV防止に関する教職員と講師との意見交換を実施した。

講師：西山さつき氏（NPO法人レジリエンス）

ウ 参加人数 1,506人

(5) 女性に対する暴力をなくす運動（令和5年11月12日（日）～25日（土））

国が行う女性に対する暴力をなくす運動に関連してキャンペーン等を行った。

ア パープルリボンキャンペーン

(ア) 巡回期間

令和5年7月20日（木）～令和6年3月14日（木）

(イ) 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンをモチーフにしたタペストリーを県内32市町とWith You さいたままで巡回展示を行った。

イ パープル・ライトアップ

(ア) 開催日時

令和5年11月12日（日）～11月25日（土）

(イ) 内容

女性に対する暴力をなくす運動期間中に、パープルリボンにちなんで、館内を紫色にライトアップした。

また、隣接する小児医療センターにおいてもライトアップの協力を得た。

(6) DV防止フォーラム

配偶者・パートナー等からの精神的・身体的暴力、ストーカー行為等あらゆる暴力の根絶を目指し、県民等の意識啓発を図るため、フォーラムを開催した。

ア 開催日時

令和5年11月19日（日）13:30～15:30

イ 内容

講演 「デートDV防止講座 知って、気付いて、予防する」

講師 西山さつき氏（NPO法人レジリエンス代表）

ウ 参加人数 29名

(7) 性暴力防止セミナー※さいたま市との共催事業

ア 実施日時

令和5年8月1日（火）～8月31日（木）※動画配信

イ 内容

講演「性犯罪被害者支援のために知っておきたいこと」

講師 上谷さくら氏（弁護士・犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長・保護司）

ウ 参加人数 配信動画申込者208人（さいたま市配信）

4 講座・研修事業

(1) 男女共同参画週間講演会「#男女共同参画ってなんですか」

ア 開催日時

令和5年6月17日(土) 13:30～15:30

イ 内容

講演「#男女共同参画ってなんですか」

講師 櫻井彩乃氏(#男女共同参画ってなんですか代表、GENCOURAGE(ジェンカレ)代表)

ウ 参加人数 会場参加者 32人

動画配信 93人

(2) 困難を抱えた女性への支援講演会「困難を抱えた女性への支援とは～現状と課題～」

ア 開催日時

令和5年8月19日(土) 13:30～16:00

イ 内容

(ア) 基調講演「女性支援法の意義と求められる支援」

講師 堀千鶴子氏(城西国際大学福祉総合学部教授)

(イ) 活動報告

①認定特定非営利活動法人女性のスペース「結」

②合同会社のら

③特定非営利活動法人クッキープロジェクト

ウ 参加人数 会場参加者 86人 ※動画配信なし

(3) 男女共同参画講演会「おとなの性教育 2023～自分のからだのことは自分で決める！
～『性と生殖に関する健康と権利』～」

ア 開催日時

令和5年10月21日(土) 13:30～16:00

イ 内容

(ア) 講演「自分と相手を大切にするって？」

講師 遠見才希子氏(産婦人科医) ※オンライン講演

(イ) 講演「<性>について学んできた？ー性の権利としての包括的性教育ー」

講師 田代美江子氏(埼玉大学副学長(ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当)、教育学部教授)

(ウ) トークセッション「語り合おう！わたしたちのSRHR」

ファシリテーター：田代美江子氏(埼玉大学副学長(イに同じ))

登壇者

①落葉えりか氏(#しかたなくないプロジェクト)

②小田原未依氏(令和4年度女性リーダー育成講座修了生)

③天羽陽太氏(目白大学看護学部看護学科)

ウ 参加人数 会場参加者 52人

動画配信 202人

(4) DV防止フォーラム [再掲]

ア 開催日時

令和5年11月19日(日) 13:30～15:30

イ 内容

講演「デートDV防止講座 知って、気付いて、予防する」

講師：西山さつき氏(NPO法人レジリエンス代表)

ウ 参加人数 会場参加者 29人 ※動画配信なし

(5) フェスティバル講演会「私らしさの見つけ方」

ア 開催日時

令和6年2月4日(日) 14:00~16:00

イ 内容

講演「私らしさの見つけ方」

講師 ジェーン・スー氏(コラムニスト・ラジオパーソナリティ)

ウ 参加人数 会場参加者 192人(本会場145人、サテライト会場47人)
動画配信 1,614人

(6) 女性リーダー育成講座

ア 開催日時 令和5年7月15日(土)~令和6年3月16日(土)(全9回)

イ 内容

カリキュラムは「ウ カリキュラム及び参加人数」を参照。
受講者各自が課題学習計画書を作成し、学びの成果をレポートにまとめ、最終日に発表した。レポート提出をもって修了証を交付した。
学習中の助言等、講座全体の監修を行うスーパーバイザーを配置した。
令和5年度スーパーバイザー 熱田敬子氏
(社会学・ジェンダー研究者、ふえみ・ゼミ&カフェ運営委員)

ウ カリキュラム及び参加人数

参加人数 17人 修了者(レポート提出者)数 11人

開催日時	内容	出席
[1] R5. 7. 15(土) 10:30~16:30	○開講式 ○講義「アンコンシャス・バイアスの気づきから始めよう」 講師 With You さいたま事業コーディネータ ○講義「困難を抱える女性とは/男女共同参画の基礎知識」 講師 熱田敬子氏(当講座スーパーバイザー)	16人
録画講義	○講義聴講「#男女共同参画ってなんですか」	—
[2] R5. 7. 29(土) 10:00~16:30	○交流「修了生による実践報告と交流会」 ○交流「聴く・知る・学ぶ」 講師 見形信子氏(神経筋疾患ネットワーク代表・ピアカウンセラー) 古堂達也氏(一般社団法人にじゅ埼玉スタッフ) 河本稀英氏(一般社団法人コンパスナビ支援事業部マネージャー)	14人
[3] R5. 8. 19(土) 10:00~16:30	○課題学習(ファシリテーター 熱田敬子氏) ※受講者各自が作成した課題学習計画書の内容等についてグループディスカッションを実施 ○講義聴講「困難を抱えた女性への支援とは～現状と課題～」 ○交流 活動団体との懇談 団体 認定特定非営利活動法人女性のスペース「結」 合同会社のら 特定非営利活動法人クッキープロジェクト	13人
[4] R5. 9. 9(土) 10:00~15:00	○国立女性教育会館(NWEC)見学・理事長講話・ジェンダー統計 講師 萩原なつ子氏(国立女性教育会館理事長) 渡辺美穂氏(国立女性教育会館研究国際室長(併)主任研究員) 星野咲希氏(国立女性教育会館情報課情報係主任)	11人
[課外] R5. 10. 14(土) 13:00~15:00	○交流「フィールドワーク・支援施設見学」	8人
録画講義	○講義聴講「おとなの性教育 2023」	—
[5] R5. 11. 11(土) 10:00~16:30	○課題学習(ファシリテーター 熱田敬子氏) ※レポート作成の進捗状況等について、グループディスカッションを実施 ○講義「活動資金と仲間づくり」 講師 坂本純子氏(NPO 法人新座子育てネットワーク代表理事) 埼玉県県民生活部共助社会づくり課 活動支援担当職員	9人
[6] R5. 12. 16(土) 10:00~16:30	○課題学習(ファシリテーター 熱田敬子氏) ※各受講者が課題レポートの中間発表を実施	8人
[7] R6. 1. 20(土) 10:00~16:30	○講義・実習「自己表現スキル」 講師 佐藤恵氏 (株)ボイスクリエーションシュクル代表取締役)	10人
[8] R6. 2. 4(日) 10:00~16:30	○実習 With You さいたまフェスティバル参加 ※受講者が任意の出展団体のワークショップ等に参加 ○講義聴講「私らしさのを見つけ方」	10人
[9] R6. 3. 16(土) 10:00~16:30	○成果報告会 ○修了式	8人※

※当日発表は録画されたものを含め9人、一般参加者12人

(7) 女性リーダー育成講座フォローアップ講座

(第1回) ※女性リーダー育成講座(第2回)と合同開催

ア 開催日時 令和5年7月29日(土) 13:30~16:30

イ 内容 活動団体からの報告

講師 見形信子氏(神経筋疾患ネットワーク代表・ピアカウンセラー)

古堂達也氏(一般社団法人にじゅ埼玉スタッフ)

河本稀英氏(一般社団法人コンパスナビ支援事業部マネージャー)

ウ 参加人数 12人

(第2回)

ア 開催日時 令和6年3月2日(土) 13:30~16:30

イ 内容 講義「女性の政治参画～現状と課題～」

講師 皆川満寿美氏(中央学院大学現代教養学部准教授)

ウ 参加人数 12人

(8) 市町村職員研修

ア 初任者研修

(ア) 開催日時

令和5年4月28日(金) 13:30~16:30

(イ) 内容

○交流のためのグループワーク

進行 With You さいたま男女共同参画専門員

○講義「男女共同参画を進めるための基礎知識」

講師 With You さいたま事業コーディネータ

○埼玉県からの情報提供

「性の多様性に関する県の取組」

講師 埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課職員

○今後の取組を考える意見交換

進行 With You さいたま男女共同参画専門員

○館内ツアー(希望者のみ)

(ウ) 参加人数 会場参加者41人 ※動画配信なし

イ 課題別研修(各種講演会を位置付け)

開催日時	内容	市町村職員参加人数
R5. 6. 17(土)	男女共同参画週間講演会	16人 うち動画視聴16人
R5. 8. 1(火)~	性暴力防止セミナー(動画配信のみ)	5人
R5. 10. 21(土)	おとなの性教育2023	5人 うち動画視聴4人
R5. 11. 19(日)	DV防止フォーラム(動画配信なし)	1人
R6. 2. 4(日)	フェスティバル講演会	3人 うち動画視聴3人
R6. 3. 16(土)	女性リーダー育成講座成果報告会	1人

課題別市町村職員参加人数計31人

うち動画視聴28人

ウ 地域別研修（羽生市）

（ア） 開催日時

- ① 令和5年8月30日（水）総合防災訓練事前説明会
- ② 令和5年11月19日（日）総合防災訓練
- ③ 令和6年1月26日（金）防災講演会

（イ） 内容

出前講座講義「災害・防災と男女共同参画」、ワークショップ等
講師 With You さいたま男女共同参画専門員

（ウ） 参加人数

- ① 16人（うち羽生市職員2人）
 - ② 22人（うち羽生市職員2人）
 - ③ 220人（うち羽生市職員45人）
- 市職員参加人数計 49人

（9）性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業 [再掲]

ア 実施日時

令和5年8月1日（火）～8月31日（木）※動画配信のみで対面実施なし

イ 内容

講演「性犯罪被害者支援のために知っておきたいこと」
講師：上谷さくら氏

ウ 参加人数 動画配信 208人（さいたま市配信）

（10）共催・連携事業

- ・ 県人権・男女共同参画課との共催講座（心理教育プログラム「びーらぶ」）

ア 開催日時

令和5年7月16日（日）～令和6年2月11日（日）

イ 内容

就学前 説明会+5回実施 説明会参加者 17名
低学年 説明会+5回実施 説明会参加者 15名
高学年 説明会+4回実施 説明会参加者 12名

ウ 参加人数 会場参加者 延べ238人

- ・ 県産業支援課との共催講座（女性経営者支援セミナー）

ア 開催日時

令和5年6月9日（金）16:00～17:30

イ 内容

講義「経営者の覚悟」
講師：坂東眞理子氏（昭和女子大学総長）

ウ 参加人数 会場参加者 85人

- ・ 県人材活躍支援課との共催事業（自分らしさ発見講座第1回）

ア 開催日時

令和5年9月23日（土・祝）13:30～16:15 オンライン
参加者 12人

イ 内容

- ・ セミナー「わたらしい働き方にであう」
講師：蒲生智会氏（株式会社スリーアウル代表取締役）
- ・ グループ相談会

・埼玉弁護士会との共催講座（女性のための法律講座&相談会）

ア 開催日時

（ア）令和5年10月26日（木）13：00～16：00

（イ）令和6年 3月 1日（金）13：00～16：00

イ 内容

講義 総論「離婚について」

講師（ア）近藤 里沙氏（弁護士）

（イ）相川 一弘氏（弁護士）

講義 分科会A「財産分与について」

講師 角谷 史織氏（弁護士）

講義 分科会B「親権・養育費・面会交流について」

講師 佐藤 有紗氏（弁護士）

講義 分科会C「慰謝料について」

講師 吉田 奉裕氏（弁護士）

相談会 埼玉弁護士会所属弁護士対応

ウ 参加人数（ア）会場参加者 30人 ※動画配信なし

（イ）会場参加者 33人 ※動画配信なし

・小児医療センター共催講座

県民のための医療セミナー2023「こどもの感染症と感染対策のこと」

ー埼玉県立小児医療センターの医師・看護師・検査技師・薬剤師が答えます！ー

ア 開催日時 令和5年11月11日（土）14:00～16:00

イ 内容

講義(1)「こどもの感染症」

講義(2)「おうちや保育園でできる感染対策」

講義(3)「子どもの感染症Q&Aいただいた質問に答えます！コーナー」

報告(1)「日本小児科学会埼玉地方会のコロナWG活動を通して」

報告(2)「小児 COVID-19 医療体制確保に関する埼玉県の取り組み」

講師 埼玉県立小児医療センター 医師・看護師・検査技師・薬剤師等

ウ 参加人数 会場参加者 15人 動画配信（ライブ） 73人

・埼玉大学（ダイバーシティ推進センター）との連携プログラム

「ダイバーシティ社会を作る 埼玉大学・学生からのメッセージ」をテーマとした授業（講義等）及び学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルで発表）

履修登録7人及び自主グループ

実施日時

ア 令和5年10月13日（金）「男女共同参画基礎講座」（出前講座）7人

イ 令和6年2月3日（土）10:00～12:00 学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルワークショップ）37人（来場者を含む）

・目白大学（地域連携・研究推進センター）との連携プログラム

「ジェンダー平等 今、できることー仲間と語ろう、仲間と考えようー」

ア 令和5年8月8日（金）「男女共同参画基礎講座」（出前講座）33人

岩槻キャンパス・新宿キャンパス（オンライン参加）教員・学生

イ 令和5年12月26日（火）動画作成のための検討会 20人

岩槻キャンパス・新宿キャンパス（オンライン参加）教員・学生

ウ 令和6年2月4日（日）10:00～11:30 学生チーム「にじめじ」による成果発表（With You さいたまフェスティバルワークショップ）27人（来場者を含む）

エ 令和6年3月4日（月）反省会・意見交換会 7人（教員・学生）

5 女性チャレンジ支援事業

働きづらさ・生きづらさを抱えた女性等を対象として、前向きな考えを持って自立等につながるような情報や知識と、同じ悩みを語り合う交流の場を提供するセミナーとグループ相談会の一体型講座、及び男性のためのグループ相談会を実施した。

(委託先：特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ)

(1) 自分らしさ発見講座

ア 開催日時 令和5年9月23日(土)～令和6年1月24日(水) 年6回

イ 内容 下表参照

ウ 参加人数 延べ79人 各回の参加人数は下表参照

回数	開催日	内容	参加人数
第1回	R5. 9. 23(土) 13:30～16:15	「わたらしい働き方であう」 講師 蒲生 智会氏 (株式会社スリーアウル代表取締役) 対象 仕事探しがうまくいかない、働くことがつらいと感じている女性 オンライン開催 ※産業労働部人材活躍支援課・女性キャリアセンターとの共催事業	12人
第2回	R5. 10. 28(土) 13:30～16:15	「発達障害や発達が気になる子どもとの暮らし」 講師 初川 久美子氏 (臨床心理士・公認心理師) 対象 お子さんが発達障害である、又はお子さんが発達障害かもしれないと感じている女性 オンライン開催	14人
第3回	R5. 11. 11(土) 13:30～16:15	「知ればもっとラクになる！からだ性と向き合うこと」 講師 高橋 幸子氏 (産婦人科医) 対象 自分の体や、妊娠・出産など性について知りたい10代から30代の女性 対面開催	11人
第4回	R5. 11. 25(土) 13:30～16:15	「シングルマザーのためのお金とライフプラン」 講師 清水 香氏 (FP&社会福祉士事務所 OfficeShimizu 代表) 対象 離婚後の生活設計や子どもの教育費で悩んでいる、20歳までのお子さんがあるシングルマザー (シングルマザーになるかもしれない方を含む) 対面開催	13人
第5回	R5. 12. 10(日) 13:30～16:15	「人間関係って難しい！そこから始まるコミュニケーション」 講師 八巻 香織氏 (特定非営利活動法人 TEENSPOST 代表理事) 対象 他人とのコミュニケーションが苦手と感じている10代から30代の女性 対面開催	13人
第6回	R6. 1. 24(水) 13:30～16:15	「離婚前後の子どものかかわり方」 講師 春原 由紀氏 (武蔵野大学名誉教授) 対象 離婚にあたって、子どもとのコミュニケーション、親子の関係に迷われている女性 (シングルマザーを含む) 対面開催	16人

(2) 男性のためのグループ相談会

ア 開催日時 令和5年8月26日(土)・令和6年1月27日(土) 年2回

イ 内容 下表参照

各日のファシリテータは、男性の臨床心理士

ウ 参加人数 延べ10人 各回の参加人数は下表参照

回数	開催日時	内容	参加人数
第1回	R5. 8.26(土) 13:30~15:00	「パパの子育てカフェ」 ファシリテータ 福島充人氏(一般社団法人日本男性相談フォーラム代表理事)・新道賢一氏(関西医科大学精神神経科学講座助教) 対面開催	6人
第2回	R6. 1.27(土) 13:30~15:00	「職場のモヤモヤを語り合いませんか?」 ファシリテータ 表広大氏(臨床心理士・公認心理師)・堀口寿人氏(寿心理オフィス代表) オンライン開催	4人

6 自主活動・交流支援事業

(1) 団体登録制度と活動支援

自主的な活動を行うボランティアや団体・グループに対する各種情報の提供など、これらの団体等が主体的に活動するための様々な支援を行うために、団体登録制度を設けている。(参考:埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領)

ア 登録件数 97団体 (令和6年3月末)

イ 登録団体への活動支援

(ア) 情報提供

センターが主催する講演会などの案内や広報紙の送付

(イ) 施設の優先予約

セミナー室等の貸出施設の予約について、4か月前から受付

(一般利用の場合は利用日の3か月前から受付)。

(ウ) 団体・グループ情報の発信

センターホームページ上で、団体情報や活動概要を発信する。

(エ) グループロッカーの貸出し

グループロッカーの貸出し(貸出団体数:13団体、ロッカー:21個)

(令和6年3月末)

(2) ワーキングルームの提供 ※ワーキングルームは令和6年1月31日(水曜日)をもって閉鎖

利用日・時間

年末年始、施設点検日を除く開館時間内

(平日・土曜 9:30~21:00/日曜・祝日 9:30~17:30)

設備及び料金等

機械名	単価	備考
印刷機(インク黒のみ)	製版:50円/回 印刷:10円/5枚	用紙は利用者が持参する
製本機(糊のみ)	100円/60分	テープ製本不可
紙折り機	無料	
裁断機	無料	
穿孔機	無料	

(3) 活動発表コーナーの利用

3階・4階活動発表コーナーを展示形式による各団体等の活動発表の場として提供
 利用実績 16件 延べ日数 306日

利用者	利用期間	利用内容
With You さいたま	4月3日～ 4月28日	若年層の性暴力予防月間パネル展 「知っていますか？デートDV」
With You さいたま	5月16日～ 5月28日	埼玉県内男女共同参画広報誌展
農林水産省 関東農政局	6月1日～ 6月14日	パネル展 「毎日の習慣が食育です！」
With You さいたま	6月1日～ 6月30日	令和5年度男女共同参画週間パネル展
農林水産省 関東農政局	7月3日～ 7月18日	パネル展 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝～農山漁村で生きる、農山漁村が活きる～」
農林水産省 関東農政局	7月18日～ 8月1日	パネル展 「農業・農村の持つ多面的な機能～農業・農村のいろいろな働きと、地域の取組について～」
埼玉広域避難者支援センター（福玉支援センター）	7月18日～ 8月1日	管野千代子の写真展「飯館村の暮らし」
農林水産省 関東農政局	8月1日～ 8月15日	パネル展 「関東の農業農村整備～水土里（みどり）を未来につなぐ～」
With You さいたま	9月1日～ 9月28日	防災の日パネル展「災害と男女共同参画」他
With You さいたま	10月2日～ 10月27日	パネル展 「多様な性 知っていますか？」
農林水産省 関東農政局	10月17日～ 11月1日	パネル展 「毎年10月は食品ロス削減月間です～様々な取組を知り、参加・実践してみよう～」
With You さいたま	11月2日～ 11月26日	DV防止フォーラム2023パネル展
With You さいたま	11月2日～ 11月26日	国際男性デーパネル展 「男性を取り巻く環境」
農林水産省 関東農政局	12月1日～ 12月14日	パネル展 「世界かんがい施設遺産 ～かんがいの歴史や先人たちの技術にふれる～」
農林水産省 関東農政局	1月15日～ 1月31日	パネル展 「農業遺産～関東農政局管内の農業遺産認定地域を紹介～」
農林水産省 関東農政局	2月6日～ 2月16日	パネル展 「2024 フラワーバレンタイン～花は自由なラブレター～」

- (4) 令和5年度「男女共同参画推進フォーラム」パネル展示出展
 (主催：独立行政法人国立女性教育会館)

実施日時	令和5年11月15日(水)～12月21日(木)
内 容	NWEC「男女共同参画推進フォーラム(特設サイト)」にて公開 With You さいたまの紹介 出展パネル「男性を取り巻く環境」

- (5) サポートスタッフ

県民のボランティア活動及び社会参加へのステップアップを支援するため、サポートスタッフ制度を設けている。「埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領」参照

- ・ 募集方法 随時募集
- ・ 19名(令和6年3月末)
- ・ 活動内容

講座、講演会等補助	受付、会場整理、会場案内、イベント補助等
情報ライブラリー図書の紹介等	情報ライブラリーの所蔵図書の書評を情報誌『Bookmark』に寄稿(年4回)
自主的な活動	センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

- (6) ワークショップ開催事業(With You さいたまフェスティバル)

- ア 開催日時 令和6年2月2日(金) 13:00～16:00
 3日(土) 10:00～16:30
 4日(日) 10:00～16:00

- イ 内容 「第22回 With You さいたまフェスティバル
 ーつながる ひろがる 未来をつくるー」

男女共同参画社会の実現に向けて県内で活動する47の団体が日頃の活動や研究の成果を発表した。

- ウ 参加者数 1,132人 出展参加団体 47団体
 舞台 5団体・ワークショップ 21団体・展示 32団体

- (7) さいがい・つながりカフェの実施(共催)

- ア 開催日時 令和5年4月から令和6年3月までの毎月第2、第4木曜日
 11:00～15:00

- イ 内容 「さいがい・つながりカフェ実行委員会」とともに、東日本大震災被災者(埼玉県への避難者)の交流会を毎月2回(8月、12月は1回)実施した。
 (平成23年9月から継続実施)

- ウ 参加者数 各回15人程度

- (8) 講師の派遣(県政出前講座)

男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を図るため、県内市町村等からの申請に応じ、男女共同参画専門員や相談員等のセンター職員を研修・講座等の講師として派遣した。

- ア 対象者

県・市町村職員、民生委員・児童委員、大学生、高校生、一般市民等

イ 令和5年度実績 計90件 延べ受講人数 計9,041人

(ア) 男女共同参画基礎講座 31件 延べ2,646人 (表(7))

(イ) 災害・防災と男女共同参画 29件 延べ1,525人 (表(4))

(ウ) 知っていますか?デートDV 30件 延べ4,870人 (表(ウ))

表(7)：男女共同参画基礎講座 実績

	実施日	申込者 (主催団体)	対象者	人数	備考
1	4月5日(水)	上尾中央看護専門学校	専門学校生	99人	
2	4月11日(火)	(一財)医療・福祉・環境経営支援機構	一般成人	19人	
3	6月5日(月)	目白大学(看護学部)	大学生	36人	
4	6月29日(木)	久喜市役所(人権推進課)	一般成人	27人	
5	7月21日(金)	羽生市役所(人権推進課)	一般成人	25人	
6	7月22日(土)	埼玉小学校	一般成人	44人	
7	7月24日(月)	目白大学(看護学部)	大学生	36人	
8	7月26日(水)	川越人権擁護委員比企部会	一般成人	6人	
9	7月27日(木)	羽生市役所(人権推進課)	一般成人	62人	
10	8月8日(火)	目白大学(地域連携・研究推進センター)	大学生	33人	
11	8月29日(火)	県消防学校	消防職員	54人	
12	8月29日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	29人	
13	8月31日(木)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	63人	
14	9月5日(火)	ウエスタ川越	一般成人	8人	
15	9月14日(木)	越谷市大相模公民館	一般成人	24人	
16	10月5日(木)	寄居町役場(人権推進課)	中学生	37人	
17	10月13日(金)	埼玉大学(ダイバーシティ推進センター)	大学生	7人	
18	10月17日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	31人	
19	11月8日(水)	白岡市役所(地域振興課)	男女共同参画推進会議委員	17人	
20	11月19日(日)	寄居町役場(人権推進課)	一般成人	60人	
21	11月20日(月)	目白大学(看護学部)	大学生	34人	
22	11月29日(水)	深谷市役所(福祉政策課)	民・児童委員等	65人	
23	12月5日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	32人	
24	12月20日(水)	川口市立高校	高校生	1,500人	
25	1月22日(月)	久喜市役所(人事課)	市職員	109人	
26	1月22日(月)	久喜市役所(人事課)	市職員	99人	
27	1月24日(水)	埼玉県公立高等学校事務職員会南部支部	高校事務職員	16人	
28	1月26日(金)	吉見町役場(自治財政課)	町職員	20人	
29	1月26日(金)	吉見町役場(自治財政課)	町職員	20人	
30	2月9日(金)	埼玉県下水道局(下水道管理課)	下水道局職員	13人	
31	2月15日(木)	北本市役所(人権推進課)	市職員	21人	
			31件	2,646人	

表(イ)：災害・防災と男女共同参画 実績

	実施日	申込者（主催団体）	対象者	人数	備考
1	4月5日(水)	上尾中央看護専門学校	専門学校生	99人	
2	6月8日(木)	目白大学（看護学部）	大学生	32人	
3	6月29日(木)	久喜市役所（教育委員会生涯学習課）	一般成人	17人	
4	7月27日(木)	目白大学（看護学部）	大学生	34人	
5	8月8日(火)	川口総合文化センター	財団職員等	21人	
6	8月30日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	29人	
7	8月30日(水)	羽生市役所（地域振興課）	自主防災委員等	16人	
8	8月31日(木)	日本保健医療大学（保健医療学部）	大学生	63人	
9	9月29日(金)	新座市役所（福祉政策課）	一般成人	35人	
10	10月18日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	31人	
11	10月31日(火)	行田市男女共同参画推進センター	市職員	49人	
12	10月31日(火)	行田市男女共同参画推進センター	市職員	57人	
13	11月5日(日)	寄居町桜沢公民館	一般成人	44人	
14	11月19日(日)	羽生市役所（地域振興課）	自主防災委員等	22人	
15	11月23日(木)	目白大学（看護学部）	大学生	34人	
16	12月6日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	31人	
17	12月19日(火)	上里町役場（生涯学習課）	町職員	32人	
18	1月16日(火)	上尾市役所（人権男女共同参画課）	市職員	53人	
19	1月16日(火)	上尾市役所（人権男女共同参画課）	市職員	40人	
20	1月20日(土)	久喜市役所（社会福祉課）	民・児童委員等	65人	
21	1月26日(金)	羽生市役所（地域振興課）	自主防災委員等	220人	
22	1月27日(土)	久喜市役所（社会福祉課）	民・児童委員等	75人	
23	1月27日(土)	久喜市役所（社会福祉課）	民・児童委員等	74人	
24	1月30日(火)	久喜市役所（社会福祉課）	民・児童委員等	174人	
25	2月22日(木)	加須市役所（人権・男女共同参画課）	一般成人	38人	
26	2月22日(木)	加須市民生委員・児童委員協議会	一般成人	36人	
27	3月13日(水)	宮代町役場（総務課）	一般成人	44人	
28	3月15日(金)	蕨市役所（市民協働課）	市職員	36人	
29	3月18日(月)	寄居町役場（人権推進課）	一般成人	24人	
			29件	1,525人	

表(ウ)：知っていますか？デートDV 実績

	実施日	申込者（主催団体）	対象者	人数	備考
1	6月5日(月)	大川学園高等学校	高校生	50人	
2	6月6日(火)	秩父農工科学高等学校	高校生	830人	
3	6月7日(水)	目白大学看護学部	看護学生	34人	
4	7月21日(金)	跡見女子大学	大学生	20人	
5	7月26日(水)	目白大学看護学部	看護学生	34人	
6	8月29日(火)	消防学校	一般成人	51人	
7	8月30日(水)	彩の国子ども、若者支援ネットワーク	一般成人	16人	
8	8月31日(木)	大東文化大学看護学科	看護学生	31人	
9	9月1日(金)	日本保健医療大学	大学生	60人	
10	9月12日(火)	ウエスタ川越	一般成人	7人	

11	9月28日(木)	春日部高校	高校生	129人	1~4年生
12	10月12日(木)	和光市立第2中学校	中学生	525人	
13	10月13日(金)	和光国際高校	高校生	344人	1年生
14	10月20日(金)	大東文化大学看護学科	看護学生	33人	
15	10月31日(火)	鷺宮高校	高校生	550人	1、3年生
16	11月8日(水)	久喜高校	高校生	40人	1~4年生
17	11月22日(水)	目白大学看護学部	看護学生	34人	
18	12月7日(木)	大東文化大学看護学科	看護学生	31人	
19	12月14日(木)	芸術総合高校	高校生、教職員	150人	1年生
20	12月15日(金)	和光高校	高校生	388人	1~3年生
21	1月18日(木)	毛呂山町民生委員・児童委員協議会(町福祉課)	一般成人	70人	
22	2月26日(月)	富士見市立本郷中学校	中学生	121人	3年生
23	2月27日(火)	富士見市立西中学校	中学生	126人	3年生
24	2月28日(水)	日高市高麗川中学校	中学生、教職員	158人	3年生
25	2月29日(木)	蕨戸田市医師会看護専門学校	一般成人、看護学生	40人	一般成人、1、2年生
26	3月5日(火)	富士見市立富士見台中学校	中学生	180人	3年生
27	3月6日(水)	富士見市立勝瀬中学校	中学生	220人	3年生
28	3月11日(月)	飯能市立飯能第1中学校	中学生	152人	3年生
29	3月13日(水)	日高市立高萩中学校	中学生	91人	2年生
30	3月14日(木)	幸手桜高校	高校生	355人	1、2年生
				30件	4,870人

(9) 女性チャレンジ総合支援ネットワークとの連携

ア 目的

女性の社会参画に向けた様々な分野におけるチャレンジを総合的に支援するため、国や県、市町村、NPO、民間等の幅広い機関等と連携して、各団体の活動の活性化を図る。

イ 構成機関等(令和5年度末 合計121団体)

I	国・県・市町村ネットワーク：40団体
	埼玉労働局雇用環境・均等室
	関東農政局経営・事業支援部経営支援課
	関東経済産業局産業部流通・サービス産業課
	マザーズハローワーク大宮
	関東財務局総務部財務広報相談室
	埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
	埼玉県福祉部少子政策課
	埼玉県農林部農業支援課
	埼玉県県民生活部共助社会づくり課
	ハローワーク浦和・就業支援サテライト(埼玉県産業労働部雇用労働課)
	埼玉県立職業能力開発センター
	埼玉県女性キャリアセンター
	若者自立支援センター埼玉(埼玉県産業労働部雇用労働課)
	埼玉県産業労働部産業人材育成課
	埼玉県婦人相談センター
	埼玉県消費生活支援センター
	埼玉県南児童相談所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県産業労働部産業支援課
埼玉県立中央高等技術専門校
埼玉県立小児医療センター
川口市市民生活部協働推進課
草加市自治文化部人権共生課
八潮市企画財政部人権・男女共同参画課
さいたま市男女共同参画推進センター
川越市女性会館
熊谷市男女共同参画推進センター（熊谷市市民部男女共同参画室）
行田市男女共同参画推進センター
所沢市男女共同参画推進センター
加須市総務部男女共同参画課ふらっと
春日部市男女共同参画推進センター
羽生市総務部人権推進課（男女共同参画推進センター）
上尾市男女共同参画推進センター
越谷市男女共同参画支援センター
戸田市上戸田地域交流センター「あいぼる」
入間市市民生活部人権推進課
坂戸市総務部人権推進課（勤労女性センター）
鶴ヶ島市女性センター
吉川市民交流センターおあしす
上里町男女共同参画推進センター

II	大学・専門機関ネットワーク：24団体
	国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進センター
	公立大学法人埼玉県立大学
	学校法人ものづくり大学 ものづくり研究情報センター
	埼玉学園大学・川口短期大学 エクステンションセンター
	独立行政法人国立女性教育会館
	日本司法支援センター埼玉地方事務所（法テラス埼玉）
	公益財団法人21世紀職業財団
	一般社団法人埼玉県経営者協会
	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
	北関東信越創業支援センター（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業）
	公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会
	埼玉県創業・ベンチャー支援センター（公益財団法人埼玉県産業振興公社）
	公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団
	公益社団法人埼玉県看護協会 埼玉県ナースセンター
	公益財団法人埼玉県国際交流協会
	深谷若者サポートステーション
	特定非営利活動法人学生キャリア支援ネットワーク
	埼玉県消費生活コンサルタントの会
	埼玉県女性医師支援センター
	生活協同組合コープみらい
	一般財団法人女性労働協会
	埼玉県県民活動総合センター
	さいたま商工会議所
	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会埼玉支部

III	女性チャレンジ推進団体ネットワーク：57団体
	あれあれあ
	ACT (アクト)
	ちちぶ共同参画協議会
	埼玉中小企業家同友会 女性経営者クラブ・ファム
	埼玉男女平等条例研究会
	M a m a ちあ〜ず
	自主企画グループ STEP i
	特定非営利活動法人キャリアブラザ埼玉
	こしがや地球ネットワーク13
	女性コンサルタントネットエルズ
	特定非営利活動法人くらしとお金の学校
	埼玉ウイメンズ・エンパワメント・プロジェクト
	特定非営利活動法人ラナップ
	特定非常利活動法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク
	特定非営利活動法人「育て上げ」ネット
	特定非営利活動法人新座子育てネットワーク
	特定非営利活動法人フラウネッツ
	有限会社Eースタジオ
	特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会
	合同会社のら
	特定非営利活動法人 わらび学びあいカレッジ
	子育て・子育て応援団「ポラリス」
	特定非営利活動法人彩の子ネットワーク
	こしがや男女共同参画の会「パティオ」
	一般社団法人日本セルフプロデュースメイク協会
	企業組合演劇デザインギルド
	子ども未来・東松山
	ボイスクリエーション シュクル
	L&Rアカデミー
	GRAPH
	一般社団法人さいたまキャリア教育センター
	合同会社ままのえん
	プルスアルハ
	ARTKITCHEN (アートキッチン)
	特定非営利活動法人グリーンパパプロジェクト
	特定非営利活動法人市民後見センターさいたま
	Cava! (サヴァ) ~さいたま BEC~
	キタカンボニータ
	ママの休日コミュニティ
	特定非営利活動法人ヒューマンシップコミュニティ
	ライフオーガナイザーの会さいたま
	一般社団法人プティパ
	てらこやラボ新都心
	choinaca (ちょいなか)
	女性起業家ネットワークスC.C.S
	サイタマ・レディーズ経営者クラブ
	特定非営利活動法人さいたま起業家協議会
	株式会社彩人材教育

株式会社 HUGRES
くらしごと s t y l e プロジェクト
ぴんぽんまむ
オー・アーク・カンパニー
特定非営利活動法人育自の魔法
特定非営利活動法人パープルネットさいたま
さいたま女性弁理士の会
All Alive Project 埼玉 (AAPS)
四つ葉のクローバー

(10) 女性団体への活動拠点提供事業

ア 目的

県内各地の女性団体のネットワークの核となることが期待される女性団体に、男女共同参画推進センターの1室を活動の拠点として提供（使用許可）し、センターと事業連携を行いながら、事業拡大を支援する。

イ 団体の概要

(ア) 合同会社 ままのえん

- ・ 代表 小林あゆみ
- ・ 活動理念

子育て中の女性が、眠ったスキル・能力＝資源を活かし明るくイキイキとした毎日を過ごせる社会を目指す。

(イ) 特定非営利活動法人 パープルネットさいたま

- ・ 代表 遠藤珠美
- ・ 活動理念

DV被害を受けた女性と子供が、避難後にも安心・安全に自分らしく暮らせるよう継続的自立支援や心のケアを行うことにより、女性、子供の人権の確立と男女共同参画社会の実現に寄与する。

7 調査・研究事業

令和5年度「女性リーダー育成講座修了生動向調査～女性人材の地域活動から見える課題～」

令和5年度 With You さいたま イベントカレンダー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男女共同参画推進センター事業	情報収集・提供事業 ○情報ライブラリーの運営 ○企画展示 ○パネル貸出 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.56」6月発行 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.57」9月発行 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.58」12月発行 情報ライブラリー通信「ブックマークvol.59」3月発行 広報紙7月号発行 広報紙11月号発行「With You さいたまvol.72」 広報紙3月号発行「With You さいたまvol.73」 第1回利用者懇談会 第2回利用者懇談会											
	相談事業 ○相談事業（電話、面接、インターネット） ○男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日（6/18を除く） ○カウンセリング 毎月第2、4日曜日 ○女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日 DV防止 ～バーブルリボンキャンペーン～ グループ相談会 5/14(日) グループ相談会 7/9(日) 性暴力防止セミナー オンライン配信 8/1(火)～8/31(木) 埼玉弁護士会共催 10/26(木) DV防止フォーラム 11/19(日) 埼玉弁護士会共催 3/1(金)											
	主催事業 市町村担当職員 初任者研修 4/28(金) 男女共同参画週間講演会 6/17(土) 女性リーダー育成講座① 7/15(土) 開講式 女性リーダー育成講座② 7/29(土) 女性リーダー育成講座フォローアップ講座① 7/29(土) 困難女性講演会 8/19(土) 女性リーダー育成講座③ 8/19(土) 市町村地域研修① 8/30(水) 男女共同参画講演会 10/21(土) 女性リーダー育成講座（課外）10/14(土) 女性リーダー育成講座⑤ 11/11(土) 市町村地域研修② 11/19(日) 女性リーダー育成講座⑥ 12/16(土) 女性リーダー育成講座⑦ 1/20(土) 市町村地域研修③ 1/26(金) With You さいたま フェスティバル講演会 2/4(日) 女性リーダー育成講座⑧ 2/3(土)、2/4(日) 女性リーダー育成講座⑨ 成果報告会 3/16(土) 女性リーダー育成講座フォローアップ講座② 3/2(土)											
	共催事業 産業支援課共催セミナー 6/9(金) 目白大学・同短期大学部との共催事業（地域連携・研究推進センター）8/8～2/4 埼玉大学（ダイバーシティ推進センター）との共催事業 10/13～2/3 小児医療センター共催講座 11/11(土)											
女性チャレンジ支援事業 困難を抱えた女性 支援事業（委託） 自分らしき発見講座 6回（9/23、10/28、11/11、11/25、12/10、1/24）・男性のためのグループ相談会 2回（8/26、1/27）												
自主活動・交流支援事業 With You さいたま フェスティバル 2/2(金)～2/4(日)												

例 規 集

- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター条例
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱
- ・ 「男女共同参画パネル」等の貸出要領
- ・ 男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

埼玉県男女共同参画推進センター条例

平成13年12月28日
条例第79号

改正 平成14年12月24日 条例第74号
平成15年 7月15日 条例第69号
平成17年 3月29日 条例第16号
平成23年 3月18日 条例第13号
平成26年 3月27日 条例第 2号
平成31年 3月19日 条例第 2号
令和 5年12月26日 条例第37号

埼玉県男女共同参画推進センター条例をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するため、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

- 1 埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年埼玉県条例第12号）第11条の総合的な拠点施設
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第9条第1項の女性相談支援センター
- 3 困難女性支援法第12条第1項の女性自立支援施設
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項の配偶者暴力相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

- 1 本所にあつては、さいたま市中央区新都心2番地2
- 2 支所にあつては、さいたま市

(業務)

第2条 本所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する県民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- (6) 困難女性支援法第9条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。
- (7) 配偶者暴力防止法第3条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。次項第4号において同じ。）に掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。
- (8) セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、準備室及び情報ライブラリー並びに附属設備の

利用に関すること。

(9) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 支所は、次に掲げる業務を行う。

(1) 困難女性支援法第9条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

(2) 困難女性支援法第9条第3項第2号に掲げる業務に関すること。

(3) 困難女性支援法第12条第1項の自立支援に関すること。

(4) 配偶者暴力防止法第3条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

(5) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる業務に関すること。

(6) 配偶者暴力防止法第5条の被害者の保護に関すること。

第2章 本所

(休館日)

第3条 本所の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 知事は、本所の管理上必要があるときは、臨時に本所の休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 本所を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(1) 月曜日から土曜日まで（次号に規定する休日を除く。） 午前9時30分から午後9時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前9時30分から午後5時30分（セミナー室、視聴覚セミナー室、和室及び準備室（以下「セミナー室等」という。）にあっては、午後5時）まで

(利用の許可)

第5条 セミナー室等又は附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 本所の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他本所の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 セミナー室等を引き続いて利用することができる期間は、5日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第8条 知事は、本所の利用者の遵守事項を定め、及び本所の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は本所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るセミナー室等又は附属設備を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 本所の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に本所の施設若しくは設備を損傷し、又は本所の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第12条 知事は、本所内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、本所からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第13条 セミナー室等又は附属設備の利用権利者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 本所の管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、セミナー室等又は附属設備を利用することができないとき。

第3章 支所

(入所の承認)

第16条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第2条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第1条第2項の被害者（配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
- (2) 常時の介護を必要とする者
- (3) 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

(入所期間及び入所定員)

第17条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区 分	入 所 期 間	入 所 定 員
一時保護のための施設	2週間以内（ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね4週間の範囲内で延長することができる。）	20人
自立支援のための施設	1年以内	

(退所)

第18条 支所に入所した者（以下この条において「入所者」という。）は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所しなければならない。

- (1) 自立して生活することが可能となったとき。
- (2) おおむね3月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。
- (3) 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができることとなったとき。

2 入所者が無断で3日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。

3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

(準用)

第19条 第11条及び第12条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第74号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月15日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第16号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条から第15条までの規定は、施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月18日条例第13号）

この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、別表第1号の表の改正規定中セミナー室5の項を削る部分は、同年7月15日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月26日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止)

2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和61年埼玉県条例第11号)は、廃止する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第1項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。

4 知事がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした廃止前の条例第4条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第1条第3項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

別表(第13条関係)

1 セミナー室等

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室1	3,300	5,280	3,960
セミナー室2	3,300	5,280	3,960
セミナー室3	1,650	2,640	1,980
セミナー室4	1,650	2,640	1,980
視聴覚セミナー室	5,940	9,350	7,040
和室	2,860	4,510	3,410
準備室1	880	1,430	1,100
準備室2	880	1,430	1,100

備考 午前とは午前9時30分から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

2 附属設備

規則で定める額

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

平成14年3月29日
規則第60号

改正	平成17年	3月29日	規則第27号
	平成20年	8月29日	規則第78号
	平成21年	3月31日	規則第63号
	平成26年	3月27日	規則第19号
	平成31年	1月4日	規則第1号
	平成31年	3月22日	規則第24号
	令和5年	12月26日	規則第65号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年規則27号・令和5年65号〕

第2章 本所

追加〔令和5年規則65号〕

(利用等の許可手続)

第2条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用を開始しようとする日前3月以内に様式第1号の利用申請書をセンターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項に規定する期間の開始する日前に利用申請書を提出することができる。

3 条例第5条第1項の規定による利用又は変更の許可は、様式第2号の許可書を交付して行うものとする。

4 附属設備のうちグループロッカーの利用の許可の手続については、前3項の規定にかかわらず、所長が定めるところによる。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(特別の設備等の承認)

第3条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、所長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(附属設備の使用料)

第4条 条例別表第2号の規則で定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(使用料の納期限)

第5条 条例第13条の使用料の納期限は、所長が定める。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(使用料の減免手続)

第6条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号の使用料減額(免除)申請書を所長に提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則27号〕

第3章 支所

追加〔令和5年規則65号〕

(入所手続)

第7条 条例第16条第1項の規定による入所の承認を受けようとする者は、様式第4号の入所申込書を所長に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項の規定による入所の承認又は不承認は、様式第5号の通知書を交付して行うものとする。

追加〔令和5年規則65号〕

(退所手続)

第8条 支所に入所した者は、退所するときは、所長に様式第6号の退所届を提出するものとする。

追加〔令和5年規則65号〕

第4章 雑則

追加〔令和5年規則65号〕

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

一部改正〔平成17年規則27号・令和5年65号〕

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 (略)

2 (前略)第120条(中略)の規定 平成21年4月1日

附 則(平成21年3月31日規則第63号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日規則第19号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に領収する使用料(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月4日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請に係る利用で当該利用が平成31年4月1日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成31年4月1日前のものに係る使用料及び施行日前の申請に係る利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日規則第24号）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月26日規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（埼玉県婦人相談センター管理規則の廃止）

- 2 埼玉県婦人相談センター管理規則（昭和61年埼玉県規則第15号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の埼玉県男女共同参画推進センター管理規則に定める様式及び前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

附属設備の名称	単位	使用料の額（円） （1回につき）	備考
マイクセット	1式	810	
プロジェクターワゴン	同	730	スクリーンを含む。
パーソナルコンピュータ	1台	310	
グループロッカー	1個	200	

注 この表による使用料は、条例別表第1号備考に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ1回として計算する。ただし、グループロッカーにあつては、1月間の利用を1回として計算する。

埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）を利用する者を対象として、次のとおり保育を実施する。

（目的）

第1 利用者の各種活動の支援と施設利用の促進を図るため、保育を実施する。

（実施方法）

第2 保育は、特定の日時を定めて行うこととし、原則として4日前までの予約制とする。

（利用者）

第3 保育の利用者はセンターが主催又は共催する事業等に参加する者とする。

（実施場所）

第4 保育は、原則として保育室で行う。

（保育者）

第5 保育は、原則としてセンターが専門業者に委託するものとする。

（保育対象児）

第6 保育の対象は、原則として、生後6か月から小学校3年生までとする。ただし、発熱など身体が不調の場合には、保育できないことがある。

保育定員は、20人程度までとする。

（保育料等）

第7 保育の利用者におやつ代等の実費相当額として1回の利用で対象児1人につき 300円（税込み）の負担を求めるものとする。

（その他）

第8 事故が発生した場合に備えて、センターの負担により傷害保険に加入するものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から適用する。

埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の事業運営について意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効な利用を図るため、埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、会議において次の事項について意見等を述べることができる。

(1) センターの事業運営に関すること

(2) センターの利用全般に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織するものとする。

(構成と任期)

第4条 懇談会の委員は、センターを利用する団体・グループ等の代表者、関係行政機関の職員、民間有識者等及び公募による応募者からセンター所長が選任する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。ただし、公募による委員は再任できない。

(委員長等)

第5条 懇談会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は懇談会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、センター事業担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

「男女共同参画パネル」等の貸出要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「With You さいたま」という。）所有の展示パネルを貸出にあたっての貸出手続き等については以下のとおり定める。

1 パネルの種類

- (1) 「男女共同参画パネル」
- (2) 「ドメスティック・バイオレンス」
- (3) 「男女共同参画社会基本法」
- (4) 「埼玉県男女共同参画推進条例」
- (5) 「お母さんが語る『女子差別撤廃条約』」
- (6) 「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」
- (7) 「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」
- (8) 「日本女性はどう生きてきた？」
- (9) 「障害と女性」
- (10) 「つ・ぶ・や・き」
- (11) 「災害と男女共同参画」
- (12) 「南極 DAYS ―日本人初の女性越冬体験記―」
- (13) 「知っていますか？デートDV」
- (14) 「男性を取り巻く環境」
- (15) 「荻野吟子の生涯」
- (16) 「デートDV防止啓発ポスター」
- (17) 「スポーツと女性」
- (18) 「“わたし”の防災対策」
- (19) 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」
- (20) 「わたしたちの声をもっと社会へ」
- (21) 「Women 現代の吟子たちに聞く」
- (22) 「セクシュアルハラスメントのない社会へ」
- (23) 「わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない」
- (24) 「多様な性知っていますか？」

2 貸出対象

埼玉県、県内市町村、県内の女性関連施設及び男女共同参画社会の推進に向け活動している団体など。

3 貸出目的

男女共同参画社会の推進に向けた啓発事業などに利用する事を目的とする。

4 貸出期間

搬出入に必要な期間も含み2週間以内とする。特に必要があると認められる場合は4週間まで延長できるものとする。利用希望が多い期間（男女共同参画週間）は、With You さいたまにおいて調整する。

5 貸出料金

男女共同参画社会の実現に向けた普及、啓発に資するものであるため、貸出料金は無料

とする。

6 申請書などの提出について

- ① 利用を希望する場合は、あらかじめ電話などで利用状況を確認し、申請書（様式第1号）を提出する。
- ② 申請書が提出され、貸出を認める場合は With You さいたまから貸出決定通知を送付する。
- ③ 申請書中の「利用目的」欄には、パネル展示の目的、主な対象者を記入し、イベントのチラシがある場合は一緒に添付すること。
- ④ 申請書中の「搬出入方法」欄には、パネルを直接 With You さいたまに取りに来るか、宅配便または、郵送による配送にするかを記入すること。

7 予約期間：利用月の3ヶ月前から予約開始

8 注意事項

- ① 搬出入に必要な経費（送料）などは、利用する団体が負担するものとする。
- ② 貸出中にパネル、額を汚損した場合（搬送中を含む）は、その回復に要した実費を利用者側が負担すること。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「With You さいたま」という。）が所有している男女共同参画パネル（以下「パネル」という。）のデータ利用の要望に応えるため、著作権上支障がないパネルをデータ化したもの（以下「パネルデータ」という。）をホームページ上で提供し、パネルの利便性の向上と男女共同参画の幅広い啓発活動を行う。

2 対象

提供するパネルデータは、以下のものとする。

- (1) 男女共同参画パネル
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) 統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま
- (4) 障害と女性
- (5) つ・ぶ・や・き
- (6) 災害と男女共同参画
- (7) 知っていますか？デートDV
- (8) 男性を取り巻く環境
- (9) “わたしの” 防災対策
- (10) 考えよう！私たちの働き方・暮らし方
- (11) Women 現代の吟子たちに聞く
- (12) セクシュアルハラスメントのない社会へ
- (13) わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない
- (14) 多様な性知っていますか？

3 著作権

パネルデータの著作権は、With You さいたまに帰属する。

4 提供方法

パネルデータは、With You さいたまのホームページから PDF ファイル形式でダウンロードできるように掲載する。

5 利用

- (1) パネルデータは、その趣旨に反しない範囲で誰でも利用することができる。
- (2) パネルデータは、加工、変更することはできない。
- (3) パネルデータは、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、With You さいたまの承諾を得ずに転載及び引用はできない。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県男女共同参画推進センターを利用しようとする男女共同参画の推進に資するグループ・団体(以下「団体」という。)の活動を支援するための団体登録事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録をする団体は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 活動の目的に男女共同参画の推進が含まれていること。
- (2) 構成員が5名以上で、構成員名簿があること。
- (3) 将来にわたって活動が継続して行われるものと認められるものであること。
- (4) 活動の拠点が埼玉県内にあること。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする団体は、様式第1号の登録申請書を埼玉県男女共同参画推進センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

申請の受付は随時行うものとする。

(登録の承認)

第4条 前条の申請があった場合、所長は速やかに内容を審査し、第2条に定める基準を満たしていると認めるときは、これを承認し、様式第2号の登録承認書を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 代表者の変更等登録申請した内容に変更が生じた場合には、様式第3号の登録内容変更届を所長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 登録の廃止をしようとする団体は、様式第4号の登録廃止届を所長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録を承認した団体が第2条の基準を満たしていないことが判明した場合、又は埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。)第5条第2項により施設の利用を許可されない場合、条例第9条の利用の停止及び取消しが行われた場合、及び条例第12条の立ち入りの禁止等を命じられた場合は、所長は登録を取り消すことができる。

2 登録を承認した団体に一定期間連絡が取れない場合は、所長は登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画社会の実現に必要な社会参加やセンター事業への県民参加を図るため、サポートスタッフ制度を設ける。

2 サポートスタッフ及びセンターの役割

(1) サポートスタッフの役割

① センター事業への協力

サポートスタッフは、センターが依頼した事業の内、希望により事業に参加・協力する。

② 自主的な活動

サポートスタッフ又はサポートスタッフの自主グループ（以下、「自主グループ」という）は、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

(2) センターの役割

① センター事業への協力依頼

センターは、サポートスタッフの活動として適切な事業について参加・協力を依頼する。

② 自主的な活動への支援

センターは、サポートスタッフ又は自主グループが行う活動について、セミナー室の利用に便宜を図るなど、必要な支援を行うよう努める。

3 サポートスタッフが参加・協力するセンター事業

① 50名以上出席が予定されている県民向けの講座

② With You さいたまフェスティバル

③ 情報ライブラリー通信への寄稿

④ その他、サポートスタッフが参加・協力することに適する事業

4 活動方法

(1) サポートスタッフが参加・協力するセンター事業の内容

① センターの依頼に基づき、講座等のイベント時に、受付や会場整理、案内等の運営補助を行う。

② センターの依頼にもとづき、情報ライブラリー通信の作成のため寄稿等を行う。

(2) 自主的な活動

サポートスタッフ又は自主グループは、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に自由に活動することができる。ただし、「埼玉県男女共同参画推進センターのサポートスタッフ」として対外的に活動等を発表する場合などには、その内容等についてセンターの承認を得なければならない。

5 サポートスタッフ登録手続及び解除

(1) 登録手続

サポートスタッフの登録を希望する者は、サポートスタッフ登録申請書(様式第1号)を提出し承認を得なければならない。

(2) 登録の解除等

- ① サポートスタッフは、サポートスタッフ登録解除申請書（様式第2号）を提出し、いつでも登録を解除することができる。
- ② センター所長は、以下の場合には職権により登録を解除することができる。
 - ア センターが招集するサポートスタッフ会議の出席、センター事業への参加・協力などにおいて、一定期間（2年間程度）活動の実績が認められない場合。
 - イ サポートスタッフとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

6 費用弁償

(1) サポートスタッフ会議（センターが主催）

センター所長が出席を依頼（センターが主催）したサポートスタッフ会議に出席した場合、1回当たりクオカード（500円）を支給する。

(2) センター事業への出席

センターの依頼にもとづきセンターに来所し、事業への参加・協力を行った場合、1日当たりクオカード（500円）を支給する。

(3) 自主的な活動

自主的な活動のため、打ち合わせや作業等を行った場合には費用弁償を行わない。

7 センターの担当

(1) 事業担当

- ① サポートスタッフの参加・協力を依頼する事業を選定し、サポートスタッフの希望に基づき、人員等を調整する。
- ② 自主的な活動の技術的な支援を行う。
- ③ サポートスタッフの登録、費用弁償（クオカード）の支給等を行う。

(2) 相談担当

サポートスタッフの参加・協力を依頼する事業がある場合は、事業担当にサポートスタッフへの連絡を依頼し、サポートスタッフの希望に基づき人員等を調整する。

(3) 管理担当

情報ライブラリー通信の作成への協力を依頼及び必要な調整を行う。

附 則

この要項は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和6年4月1日から適用する。

With You さいたま

埼玉県男女共同参画推進センター

Saitama Prefectural Center for Promotion of Gender Equality

電話 048-601-3111 (代表)
048-600-3800 (電話相談: With You さいたま 相談室)
048-600-3700 (DV相談: With You さいたま 相談室)
FAX 048-600-3802
ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>
所在地 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
アクセス JRさいたま新都心駅から徒歩5分・北与野駅から徒歩6分



令和6年度 事業概要

埼玉県男女共同参画推進センター
～ With You さいたま ～



埼玉県マスコット「コバトン」